

令和2年3月23日時点

米沢市都市計画マスタープラン 米沢市立地適正化計画 (素案)

令和2年〇月

はじめに

米沢市都市計画マスタープラン及び米沢市立地適正化計画策定の背景と目的

多くの地方都市では、これまで郊外開発が進み市街地が拡散してきましたが、今後は急速な人口減少が見込まれており、拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来的に困難になりかねない状況にあります。また、高齢者が急速に増加する中で医療・介護の需要が急増し、医療・福祉サービスの提供や地域の活力維持が満足できなくなることが懸念されます。

このような中、高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現するとともに、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を推進するためには、都市の構造を見直し、医療・福祉・商業等の生活サービス機能や居住を集約・誘導しながら、それらと連携した公共交通ネットワークを形成する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の取組が重要です。

こうした背景を踏まえて、国では、より具体的な施策を推進するために、平成 26 年に都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画制度を創設し、省庁横断的な枠組みも活用しながら、支援施策の充実、モデル都市の形成・横展開、取組成果の見える化など取組を進めており、その結果、立地適正化計画の裾野は着実に拡大しています。

本市においても、多くの地方都市と同様の課題を抱える状況にあります。コンパクトな都市構造への転換は中長期的な時間軸で臨む必要があるものですが、今後急激な人口減少が見込まれる状況においては、その取組への着手は急務であるとも考えられます。これらの状況を踏まえ、都市機能の維持・誘導を図り、市街地の人口密度を保ち、持続可能な都市経営を実現するため、令和 2 年に計画期間の終了を迎える「米沢市都市計画マスタープラン」を更新すると共に、これにあわせて「米沢市立地適正化計画」を策定するものです。

目 次

第1章 都市計画マスタープランの概要

1-1 都市計画マスタープランとは.....	1
1-2 計画の位置付け.....	2
1-3 対象区域と計画期間.....	3

第2章 現状と課題

2-1 米沢市の概況.....	4
2-2 社会構造の推移.....	5
2-3 住民意向調査.....	24
2-4 前計画の推進状況.....	29
2-5 主要な課題.....	32

第3章 全体構想

3-1 都市づくりの理念と基本方針.....	34
3-2 将来フレームの設定.....	38
3-3 将来都市構造.....	39

第4章 分野別方針

4-1 土地利用の方針.....	42
4-2 市街地の整備方針.....	43
4-3 都市施設の整備方針.....	43
2-4 都市環境形成の方針.....	45

第5章 立地適正化計画

5-1 立地適正化計画とは.....	46
5-2 現状分析及び都市構造上の課題の整理.....	49
5-3 立地の適正化に関する基本的な方針.....	56
5-4 誘導施設・誘導区域の設定.....	58
5-5 計画の実現に向けた取組.....	69
5-6 目標値の設定.....	75

第6章 地区別構想

地区別構想.....	77
------------	----

第7章 計画の推進に当たって

計画の推進に当たって.....	118
-----------------	-----

第1章 都市計画マスタープランの概要

1-1 都市計画マスタープランとは

人口や産業の都市への集中が進む一方で、都市及びその周辺地域では、無秩序な開発や、あるいは過度な職住の混在による環境の悪化、公共投資の効率の低下など都市化に伴う様々な問題が発生しています。

快適かつ安全で安心な都市生活を構築するためには、土地利用の規制や誘導のほか、道路や公園などの都市施設^{※1}を計画的に配置、整備していく必要があります。

「都市計画」では、都市の成長、発展を適正に誘導していくため、「まちの将来像を示す」「計画的な土地利用への規制と誘導」「快適な都市生活・都市活動のための基盤整備」の3つの役割を基本として、計画的に都市形成を図っていく役割を担っています。

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針や、目指すべき都市の将来像を示すことにより、市民や事業者、行政が、これを共有するものです。

都市づくりの方針を明確に示し、都市計画道路^{※2}などの都市計画の決定や変更に反映させることで、計画的な都市基盤^{※3}づくりを実現します。

このたび同時に策定する「立地適正化計画」は、都市再生特別措置法^{※4}第81条に基づき、住宅及び都市機能増進施設^{※5}（医療、福祉、商業等）の立地の適正化を図るための計画として、都市計画マスタープランを補完するとともに、当該マスタープランの一部とすることができるものです。

※1 都市施設：都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するための基礎となる施設の総称で、道路、公園、下水道、処理施設等をいう。

※2 都市計画道路：都市計画において定められた都市施設のひとつで、自動車専用道路、幹線道路、区画街路、特殊道路の4種類に分類される。

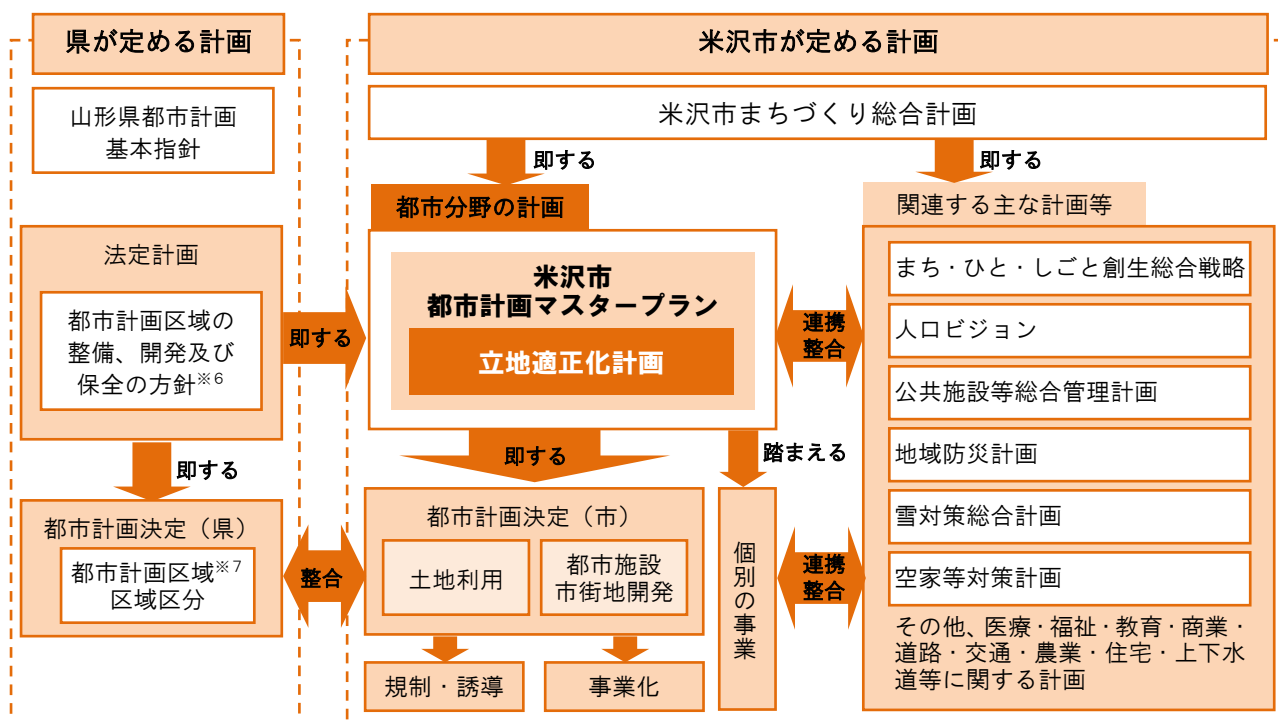
※3 都市基盤：道路や河川、下水道などに代表され、都市活動（生活や産業活動）を支える基幹的な施設を指す。

※4 都市再生特別措置法：少子高齢化等の社会経済情勢の変化に対応した都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図るため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定めた法律のこと。

※5 都市機能増進施設：医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉または利便のために必要であり、都市機能の増進に著しく寄与する施設のこと。

1-2 計画の位置付け

「都市計画マスタープラン」及び「立地適正化計画」は、「米沢市まちづくり総合計画」及び、山形県が策定する「米沢都市計画区域（外3区域）の整備、開発及び保全の方針」に即するものとし、また、誘導すべき都市機能に関わる分野や関連事業に関する諸計画との整合・連携が図られるよう配慮するものです。



※6 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針：通称「都市計画区域マスタープラン」と称されるもので、都市計画法においては、次のように定められている。

1 都市計画区域については、都市計画に当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるよう努めるものとする。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次の事項を定めるものとする。

① 区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針

② 都市計画の目標

③ 前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

3 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

※7 都市計画区域：健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保していくまちづくりを効率的に行うために、都市を一体的かつ総合的に整備や開発、保全することが必要な区域。都市計画法に基づいて知事が定める。

（1）对象区域

[illegible]

3

第2章 現状と課題

2-1 米沢市の概況

(1) 地勢

本市は山形県南部の置賜地域の最南端に位置し、山形県の母なる川「最上川」の源である吾妻連峰の裾野に広がる米沢盆地にあり、福島県と県境を接しています。

面積は 548.51 km² と県内の自治体中4位であり、県全体の 5.8% を占めていますが、市域の約8割が森林で、平坦地は2割程度となっています。山岳地からは最上川（松川）をはじめ、羽黒川、鬼面川、天王川等の幾筋もの河川が流下しており、これら河川によって形成された盆地上の扇状地には、市街地や集落のほか、稲作を主体とする肥沃な耕地が広がっています。

気候は夏が高温多湿で冬は寒さが厳しい盆地特有のもので、市街地でも平年の最高積雪深が約 100cm となるなど降雪量が多く、本市全域が特別豪雪地帯に指定されています。仙台市や福島市などの南東北の他都市に比べ、冬季の気象条件は厳しいものとなっています。

図 米沢市の位置



(2) 都市計画区域

本市は、昭和8年（1933年）に都市計画法の適用を受け、昭和10年（1935年）に都市計画区域 2,798ha が指定されました。その後、町村合併や都市計画の見直しにより、現在は行政区域 54,851ha のうち約16% である 8,830ha が都市計画区域となっています。

表 米沢市の市制の経緯

明治22年4月 (1889年)	昭和28年8月 (1953年)	昭和29年10月 (1954年)	昭和30年1月 (1955年)	昭和30年2月	昭和30年4月
米沢市	米沢市				
上長井村					
万世村					
広幡村					
塩井村		米沢市			
六郷村					
窪田村			米沢市		
三沢村				米沢市	
山上村					米沢市
上郷村					
南原村					

表 米沢市の都市計画区域の変遷

告示年月日	告示番号	行政区域 (ha)	計画区域 (ha)	備考
昭和8年5月10日		1,848		都市計画法適用都市の指定
昭和10年3月26日	内務省告示第160号	1,848	※1 2,798	都市計画区域決定
昭和35年6月15日	建設省告示第1123号	54,889	9,754	S29町村合併促進法により10ヶ村合併
昭和43年7月24日	建設省告示第2009号	54,889	6,490	S43新都市計画法の施行に伴う見直し
昭和47年11月10日	山形県告示第1651号	※2 54,889	8,830	八幡原中核工業団地計画に伴う変更

※1 旧上長井村を含む

※2 平成26年10月1日国土地理院調べで現在は54,851ha

2-2 社会構造の推移

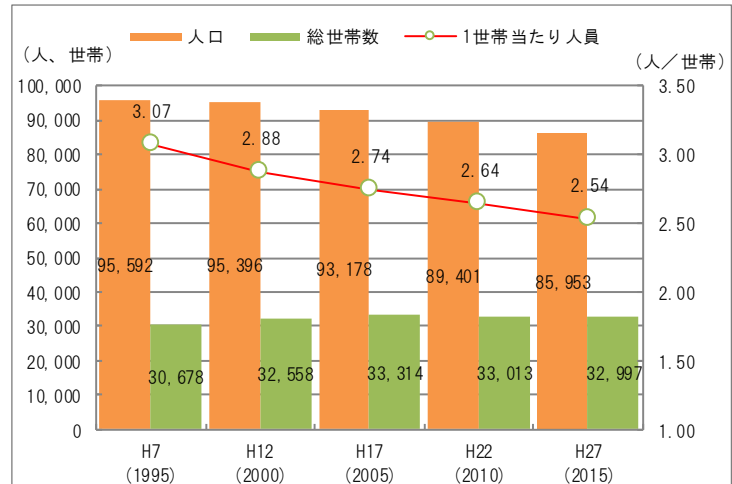
(1) 人口

① 人口・総世帯数の推移

平成 27 年国勢調査※⁸によると、本市の人口は 85,953 人となっています。推移をみると、人口ピーク時の平成 7 年と比べ 10.1% (9,639 人)、平成 22 年と比べ 3.9% (3,448 人) 減少し、人口減少が進んでいます。

平成 27 年現在の総世帯数は 32,997 世帯で、このうち一般世帯は 32,894 世帯で、その世帯人員は 83,449 人、1 世帯当たり人員は 2.54 人となっています。推移をみると、総世帯数は平成 7 年から平成 17 年までは増加していましたが、その後減少に転じています。1 世帯当たり人員は、平成 7 年以降一貫して減少しています。

図 人口・総世帯数の推移



資料：国勢調査

② 人口の分布

平成 27 年国勢調査による本市の人口集中地区（D I D）※⁹の面積は 1,301ha、人口は 45,777 人であり、総人口の 53.3%を占めています。

面積は平成 7 年以降ほぼ横ばいですが、人口は平成 7 年から一貫して減り続けており、人口密度についても平成 7 年の 40.6 人/ha が平成 27 年には 35.2 人/ha に低下しています。

長期的（50 年間）には、人口がほぼ同数であるに関わらず、面積が 2.1 倍、人口密度が 0.5 倍と、市街地の拡大と人口の低密度化が進んでいます。

図 人口集中地区の面積及び人口密度の変遷

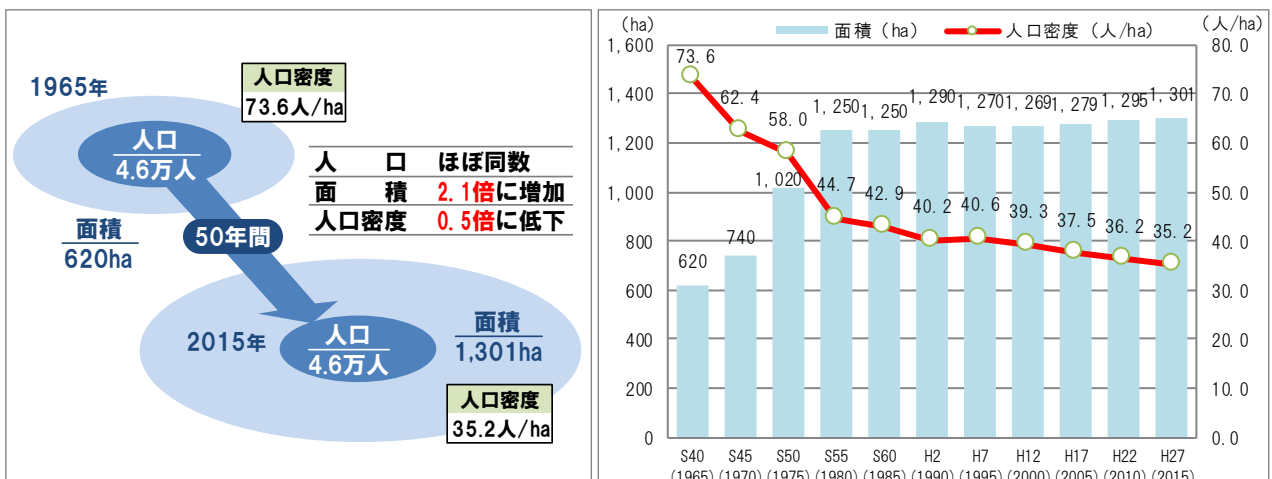


表 人口集中地区の人口

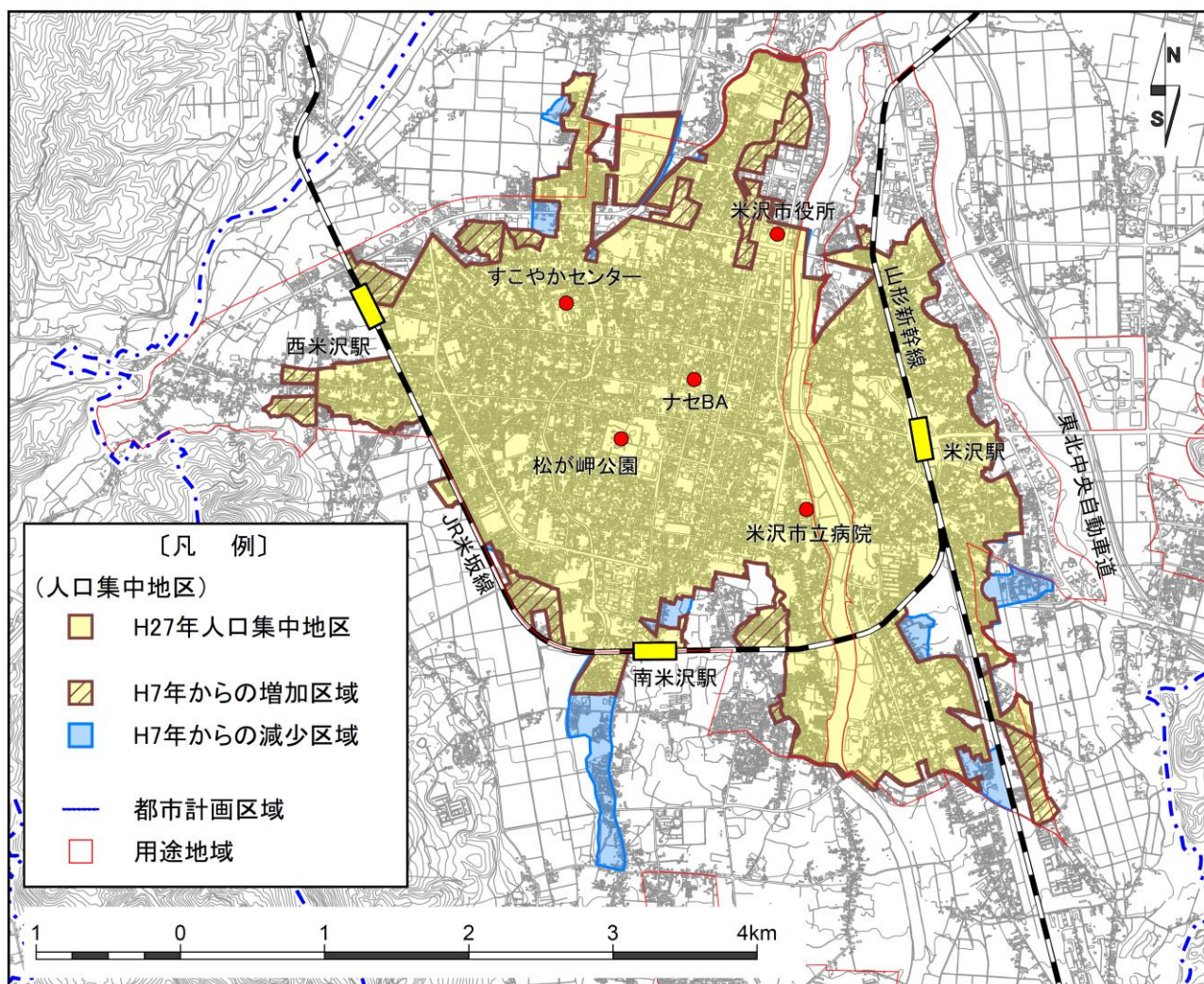
項目	H 7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)
人口集中地区人口 (人)	51,598	49,834	47,987	46,942	45,777
総人口に対する割合 (%)	54.0	52.2	51.5	52.5	53.3

資料：国勢調査

※⁸ 国勢調査：総務省統計局が5年に一度行う全国規模の人口等に関する調査。国内のすべての居住者が対象となる。

※⁹ 人口集中地区（D I D）：人口密度が4,000 人/㎥以上の国勢調査基本単位区が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が5,000 人以上となる地域をいう。英語による“Densely Inhabited District”を略して「DID」とも呼ばれる。

図 人口集中地区の変遷



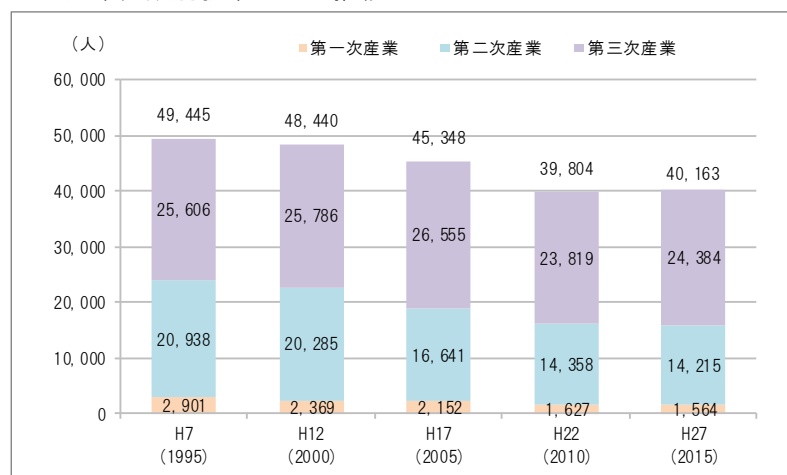
資料：国勢調査

(2) 産業構造

① 産業分類別就業人口

平成 27 年の就業人口は、40,163 人となっています。平成 7 年からの推移を見ると、平成 22 年まで減少が続いていましたが、その後増加に転じています。第一次産業及び第二次産業の就業人口は、減少が続いて

図 産業分類別就業人口の推移



資料：国勢調査

ています。第三次産業は、平成 7 年から平成 17 年までは増加していましたが、平成 22 年では減少、平成 27 年には再び増加しています。

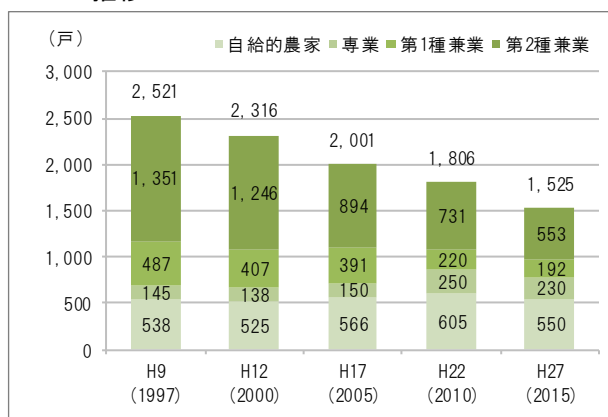
② 農業

ア 農家数・農家形態

農家数は減少の一途をたどっており、平成9年は2,521戸となっていました、平成27年では1,525戸まで減少しており、同様に農家人口も減少しています。

農家形態では、自給的農家数に大きな変動はないものの、専業農家が平成9年の145戸から平成27年では230戸に増加し、兼業農家が大きく減少しています。

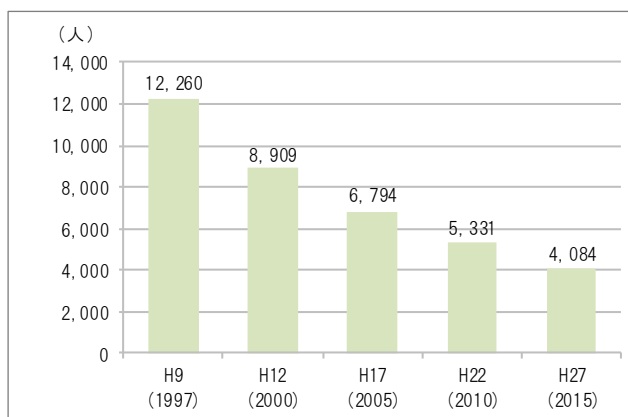
図 自給的農家数、専業・兼業別農家（販売農家）数の推移



※第1種兼業農家：主な所得を農業から得ている農家

※第2種兼業農家：主な所得を農業以外から得ている農家

図 農家人口（農家世帯員数）の推移



※H9は総農家、H12～は販売農家数で対象が異なる。

資料：農林業センサス、山形県農業基本調査

イ 経営耕地面積

経営耕地面積割合は、田が全体の約9割を占め、畑が8%、樹園地が3%となっています。

経営耕地面積は平成17年以降、全体的に減少しています。

図 経営耕地面積割合（H27）

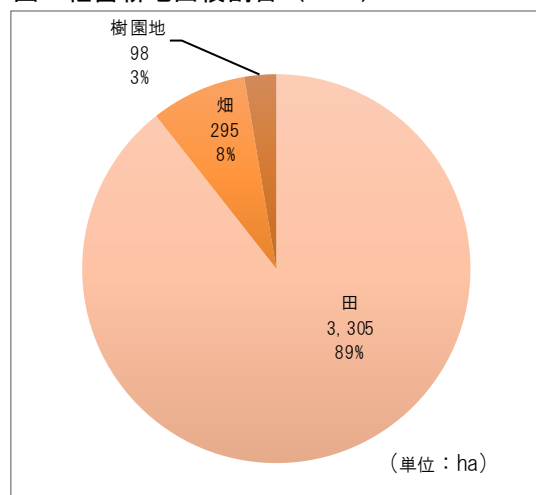
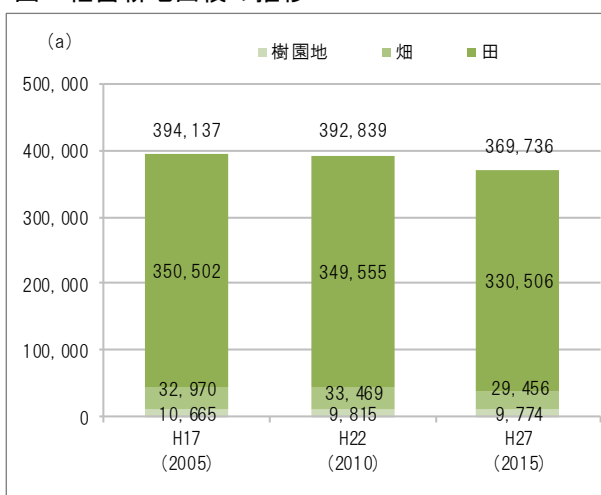


図 経営耕地面積の推移



資料：農林業センサス

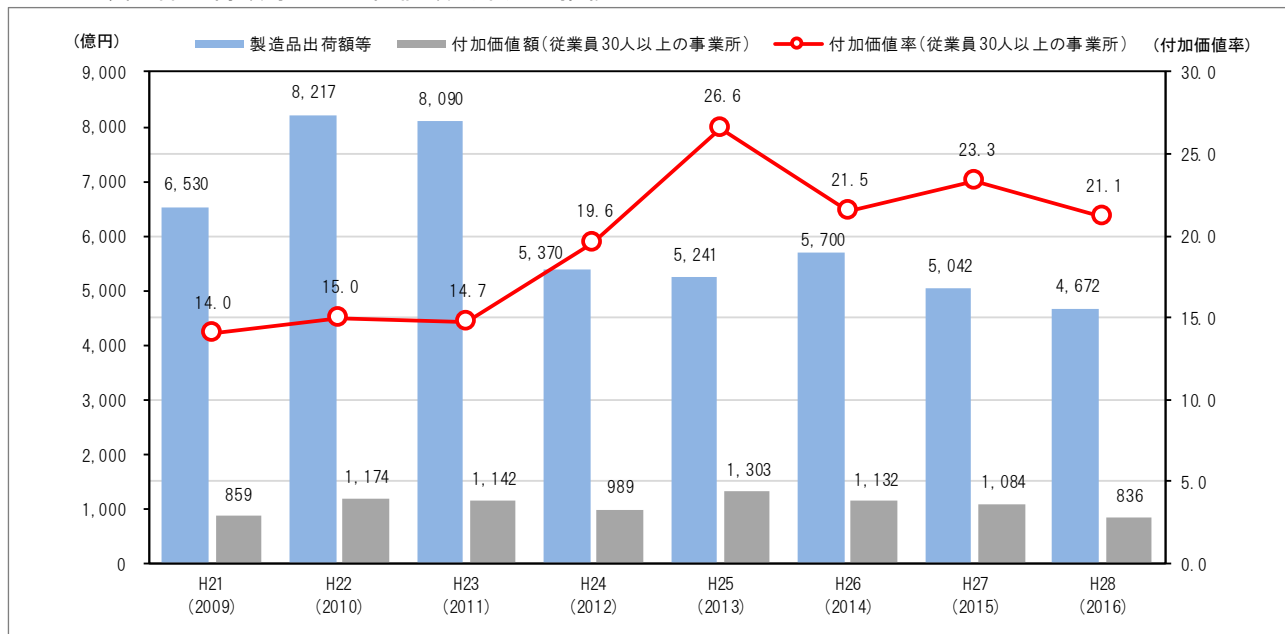
③ 工業

ア 製造品出荷額等

製造品出荷額等は、平成 28 年は 4,672 億円となっています。

平成 22 年に 8,217 億円でしたが、平成 24 年以降 5,000 億円台で推移した後、平成 28 年に 5,000 億円を下回りました。

図 製造品出荷額等・付加価値額（率）の推移



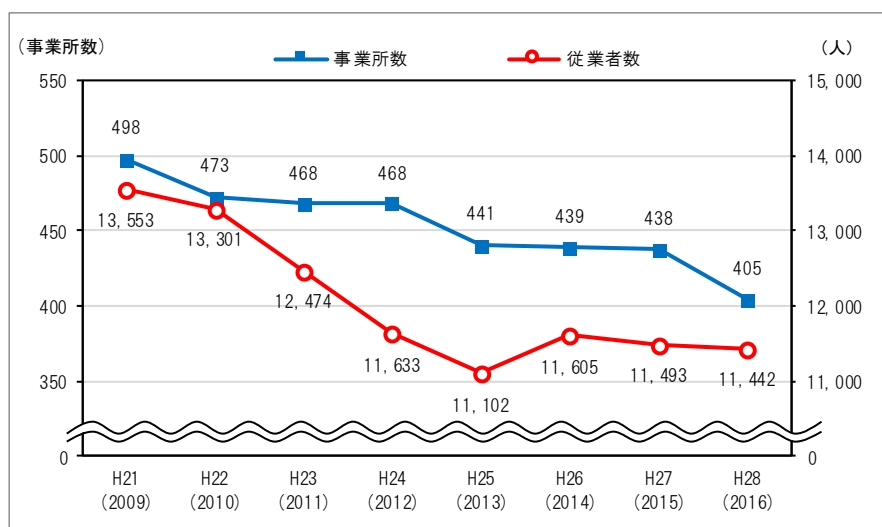
資料：工業統計調査、経済センサス活動調査

イ 事業所数・従業者数

事業所数は年々減少傾向にあり、平成 21 年に 498 事業所あったのが、平成 28 年では 405 事業所となっています。

従業者数は減少傾向にあり、平成 21 年は 13,553 人でしたが、平成 28 年では 11,442 人となっています。

図 事業者数・従業者数の推移



資料：米沢市、経済センサス活動調査

④ 商業

卸売業、小売業ともに商店数は一貫して減少しています。

卸売業の従業者数及び年間商品販売額は平成 24 年以降増加に転じており、平成 28 年では年間商品販売額が 828 億円となっています。

小売業の年間商品販売額も平成 24 年以降増加しており、平成 28 年には 1,033 億円となっています。

図 商店数の推移(卸売)

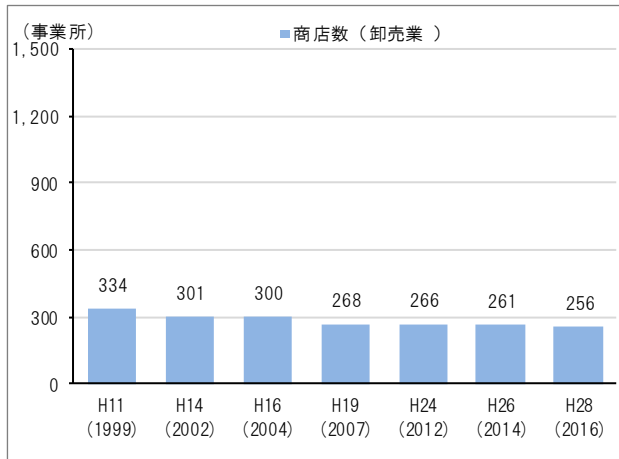


図 商店数の推移(小売)

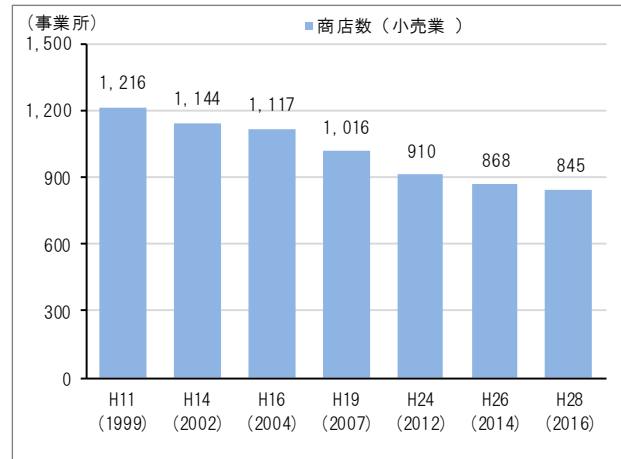


図 従業者数・年間商品販売額の推移(卸売)

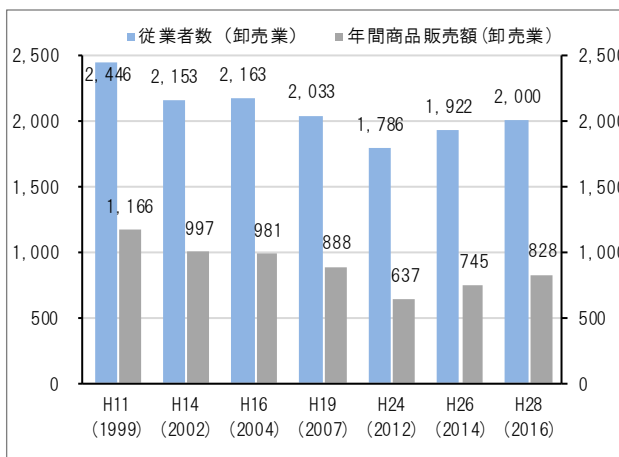
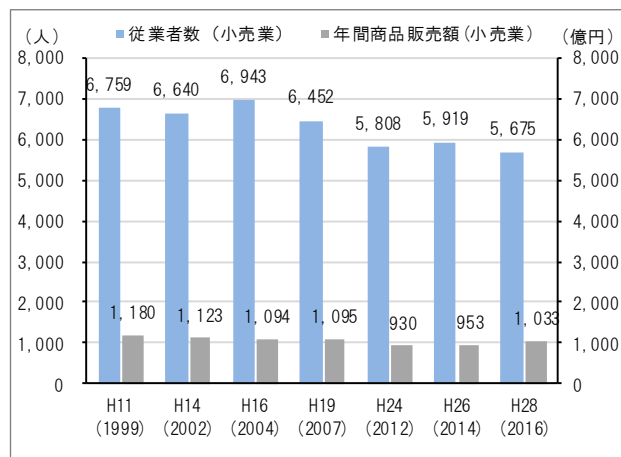


図 従業者数・年間商品販売額の推移(小売)



資料：商業統計調査、経済センサス活動調査

(3) 土地利用

① 土地利用に関する規制内容

ア 都市計画による土地利用規制

住居系の用途地域^{※10}では、第一種住居地域（26.4%）と第一種中高層住居専用地域（14.3%）の指定面積が大きく、低層住居専用地域は全体の6.9%程度となっています。

米沢駅やナセBA、市役所周辺には商業地域が指定されており、商業地域に隣接する道路沿いに沿道型の近隣商業地域が指定されています。

工業系の用途地域が全体の29.5%を占めており、米沢八幡原中核工業団地と南工業団地周辺が工業専用地域に指定されています。

図 用途地域指定状況

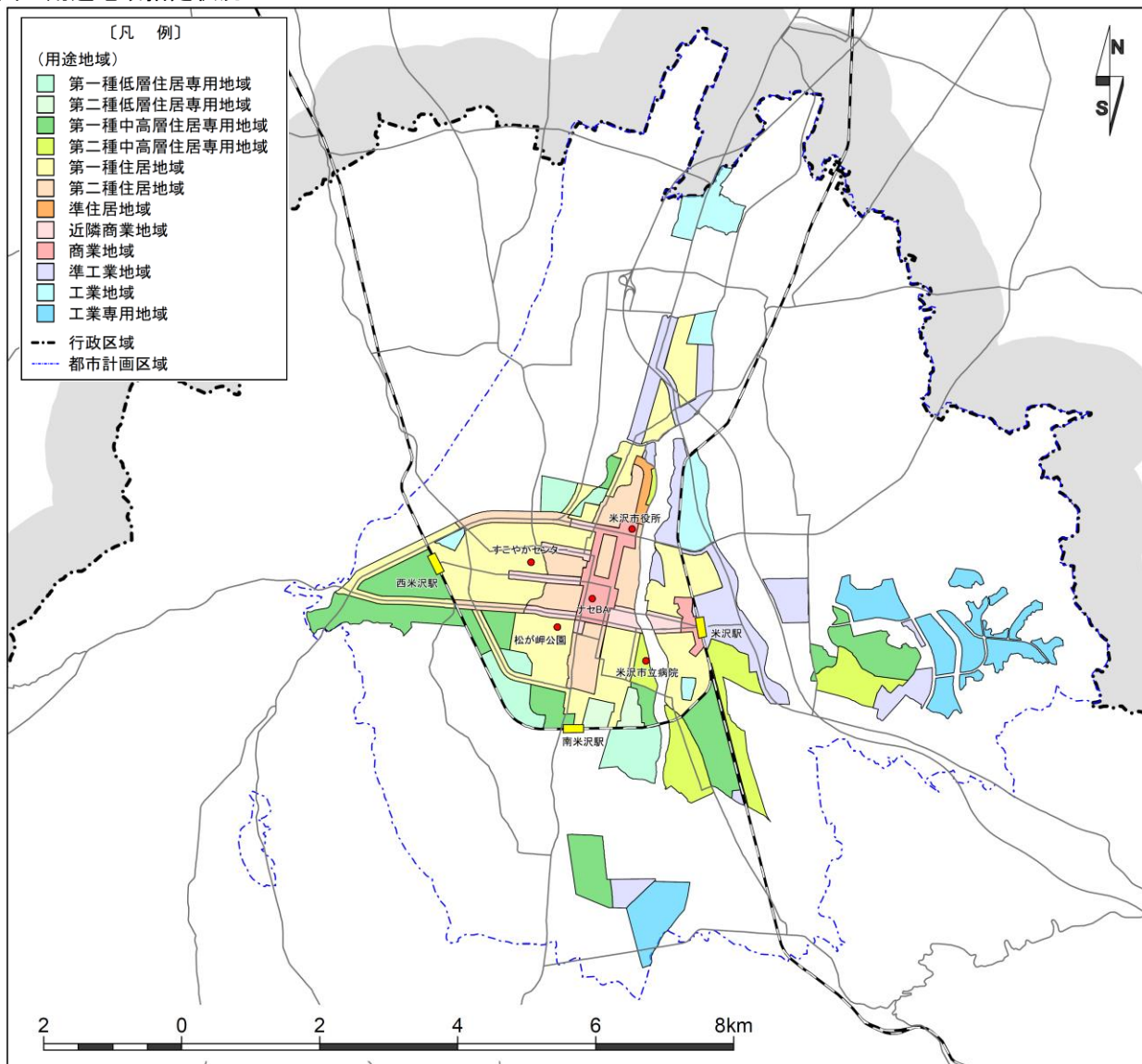


表 用途地域指定面積

用途地域種別		面積 (ha)	割合 (%)	用途地域種別		面積 (ha)	割合 (%)
住居系	第一種低層住居専用地域	132	5.7	商業系	近隣商業地域	63	2.7
	第二種低層住居専用地域	31	1.3		商業地域	78	3.3
	第一種中高層住居専用地域	334	14.3	工業系	準工業地域	307	13.1
	第二種中高層住居専用地域	195	8.4		工業地域	137	5.9
	第一種住居地域	617	26.4		工業専用地域	246	10.5
	第二種住居地域	183	7.8				
	準住居地域	14	0.6	合計		2,337	100.0

※10 用途地域：都市機能の維持増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種高さについて定める13種類に分類される地域（米沢市は12地域を指定している。）。

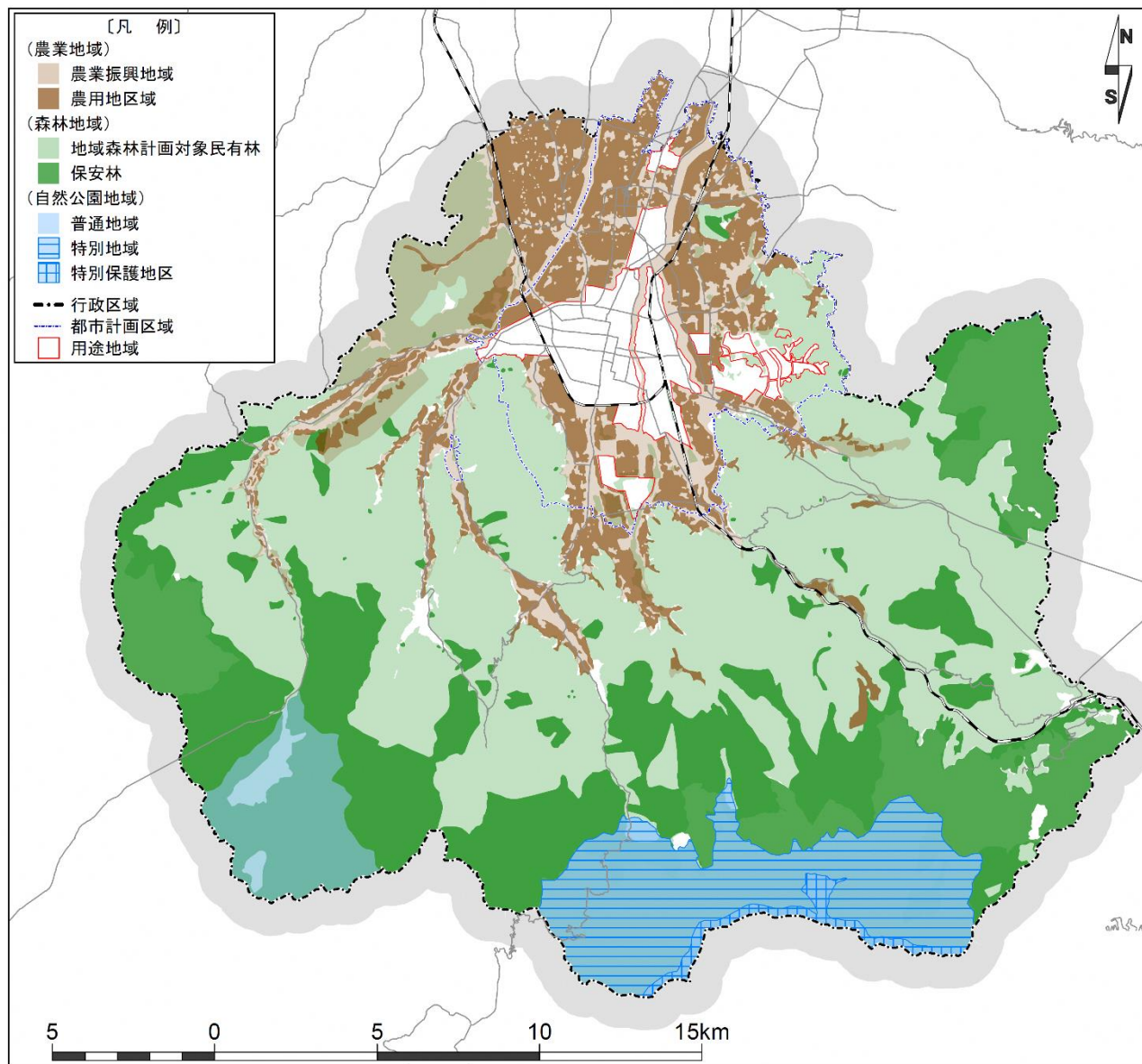
イ 都市計画用途地域以外による土地利用規制

都市計画区域外の大部分は地域森林計画^{※11} 対象民有林に指定されており、一部は保安林に指定されています。また、中山間部の集落地や道路沿いの農地は農業振興地域^{※12}に指定されています。

都市計画区域内の用途無指定地域は、大部分が農業振興地域に指定されています。

市南部一帯は、磐梯朝日国立公園の特別地域に含まれています。

図 その他法令に基づく土地利用規制



資料：国土数値情報

※11 地域森林計画：地域森林計画は、知事が全国森林計画に即して、森林計画区ごとに、その森林計画区に係る民有林（私有林と公有林）について、5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、県の森林関連施策の方向や地域的な特性に応じた森林整備、保全の目標等を明らかにするとともに、市町村がたてる市町村森林整備計画における森林施策の指針となるもの。

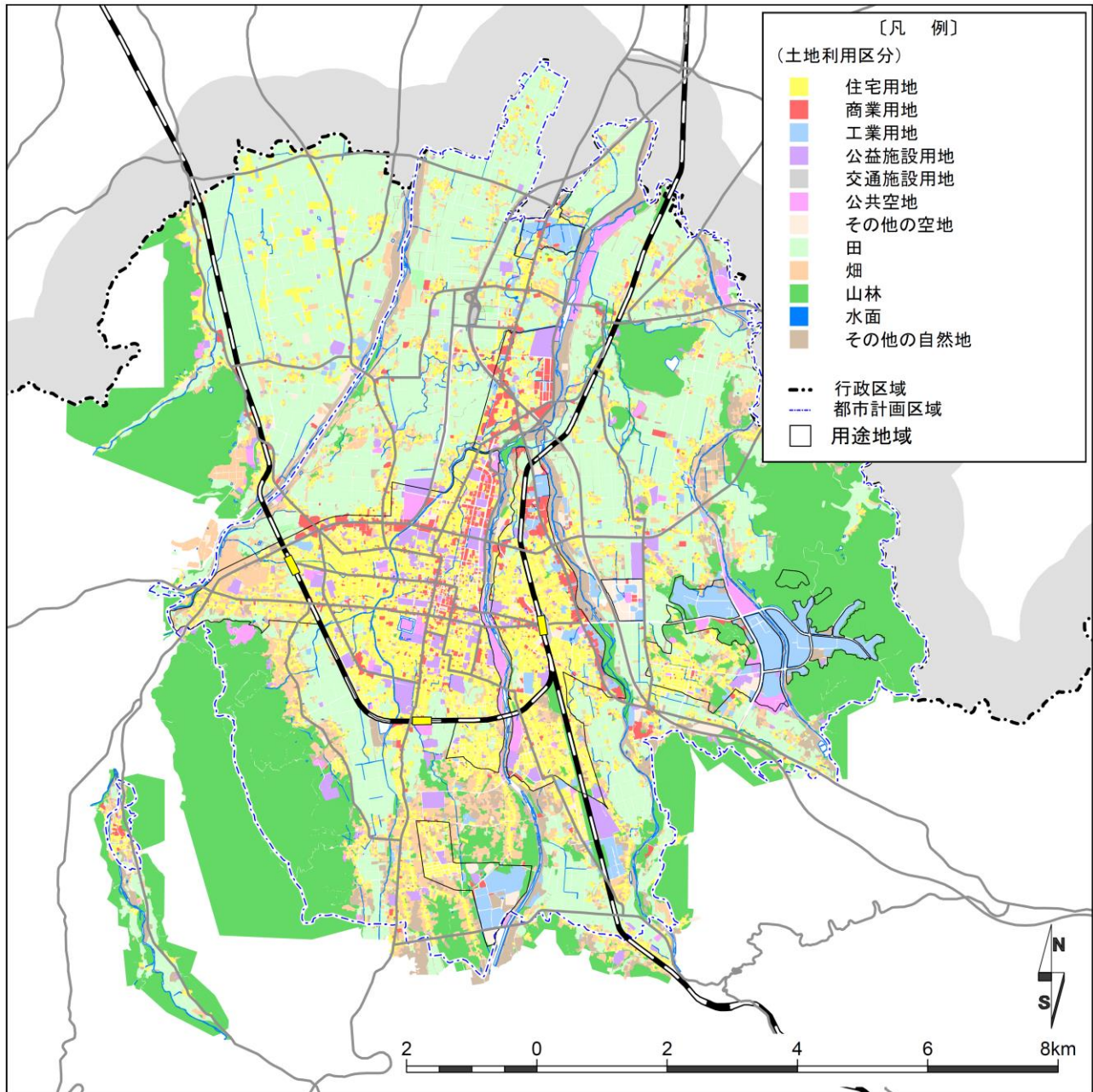
※12 農業振興地域：農業振興地域の整備に関する法律に基づき、知事が農業の振興を図ることが必要であると認め、指定する地域。市町村は農業振興地域整備計画により、農業振興地域内において農用地等として利用する土地を農用地区域として定める。

② 都市計画区域内の土地利用現況

用途地域内は、住宅、商業等の都市的土地利用^{※13}が集積していますが、米坂線西部では農地が混在する土地利用となっています。

用途地域外の地域においても、農地内に住宅地が散在しています。

図 土地利用現況図



資料：都市計画基礎調査（H26. 4）

^{※13} 都市的土地利用：土地利用のうち、宅地、道路、公園など都市的に行われる土地利用のこと。農地、山林、河川など自然的に使われている土地利用を「自然的土地利用」という。

③ 開発動向

ア 宅地開発件数の推移

用途地域内の宅地開発件数は、平成 21 年に減少していますが平成 22 年以降は年 210～230 件程度でほぼ横ばいで推移しています。用途地域外の宅地開発件数は、平成 19 年以降減少傾向にあります。

用途地域内では、住宅系の件数が 85.2%を占めているものの、面積では住宅系は 54.9%にとどまり、商業系が 21.9%、工業系が 14.5%を占めています。用途地域外では、用途地域内に比べて件数、面積ともに小さくなっており、年々その数も減少しています。

【用途地域内】

図 宅地開発件数及び面積の推移

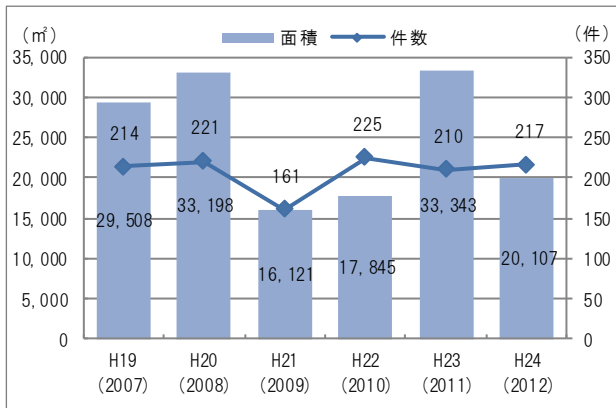
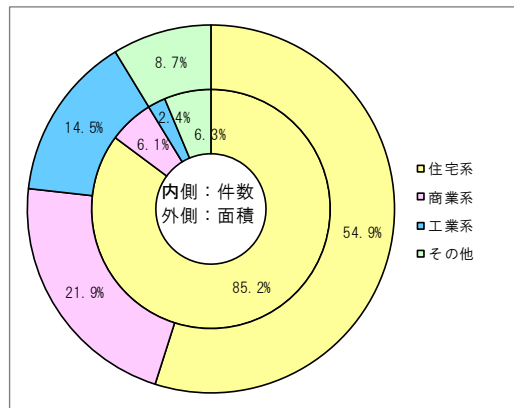


図 用途別宅地開発件数及び面積の割合 (H19～H24 合計)



【用途地域外】

図 宅地開発件数及び面積の推移

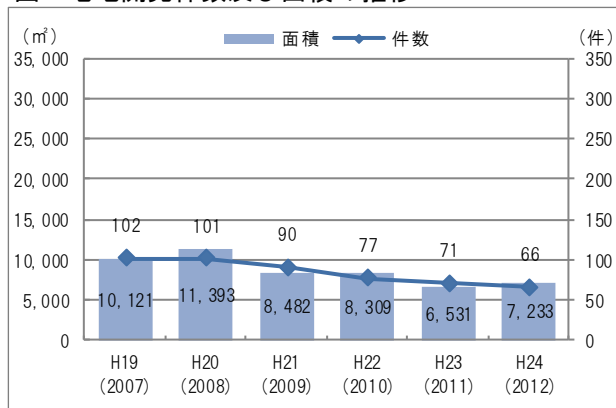
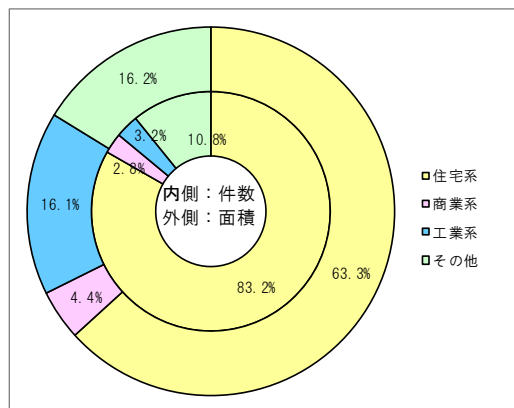


図 用途別宅地開発件数及び面積の割合 (H19～H24 合計)



【都市計画区域外】

図 宅地開発件数及び面積の推移

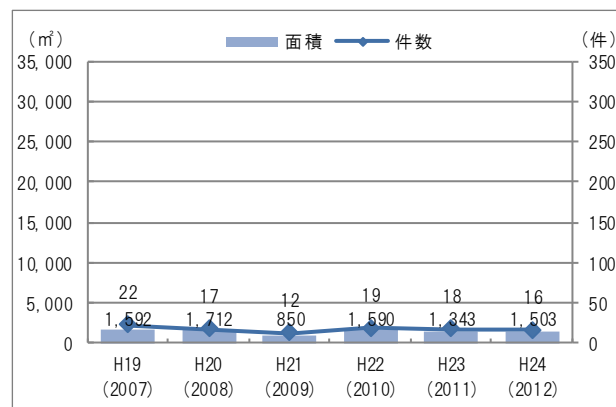
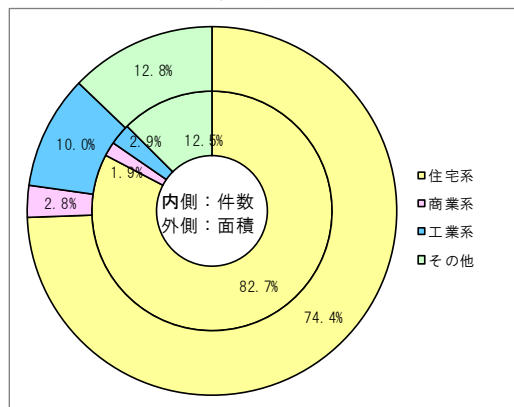
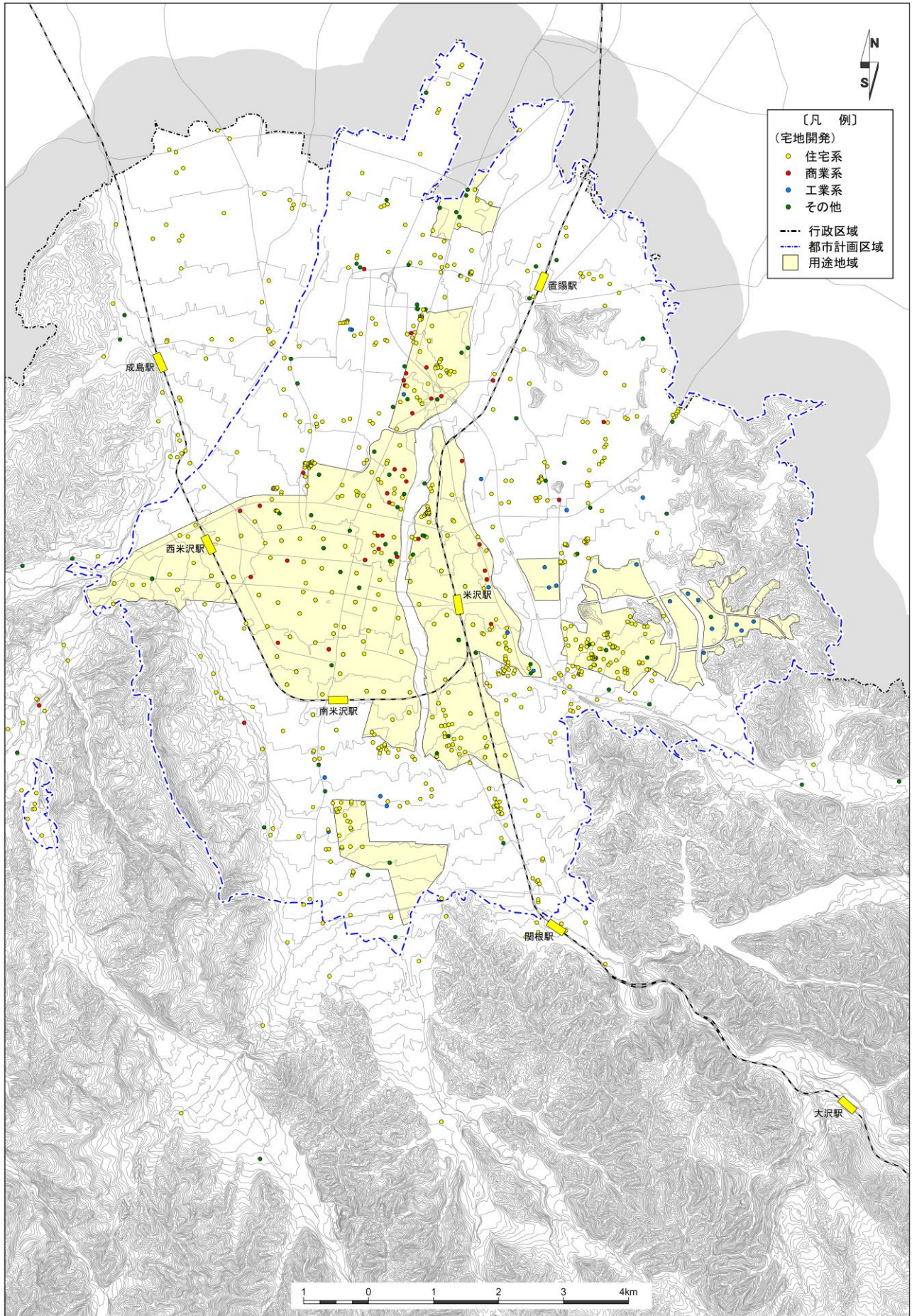


図 用途別宅地開発件数及び面積の割合 (H19～H24 合計)



資料：都市計画基礎調査 (H26. 4)

図 宅地開発状況 (H19～H24)



資料：都市計画基礎調査 (H26. 4)

イ 農地転用件数の推移

用途地域内の農地転用件数は、平成 16 年以降減少傾向にあります。面積は年次によってばらつきが見られます。用途地域外も平成 16 年以降減少傾向にあります。

用途地域外では、商業用途及び工業用途の転用面積率が件数の割合に比べ大きく、用途地域内に比べ、より大規模な開発につながっていることが推測されます。

【用途地域内】

図 農地転用件数及び面積の推移

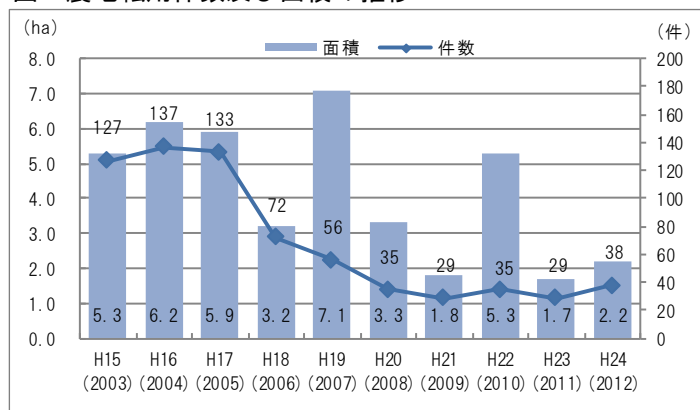
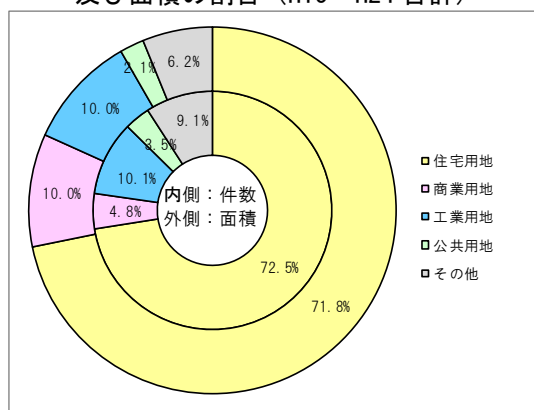


図 用途別農地転用件数及び面積の割合 (H15～H24 合計)



【用途地域外】

図 農地転用件数及び面積の推移

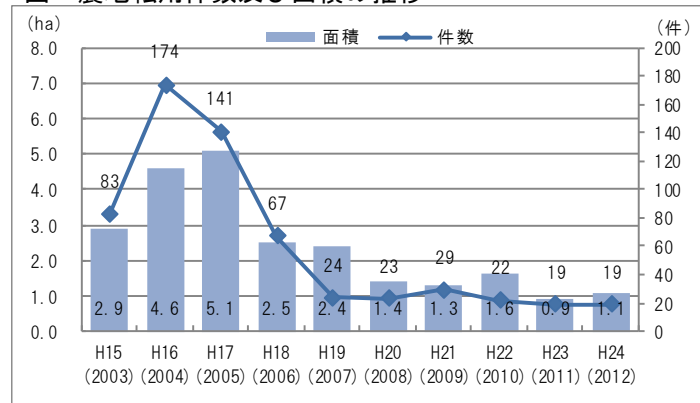
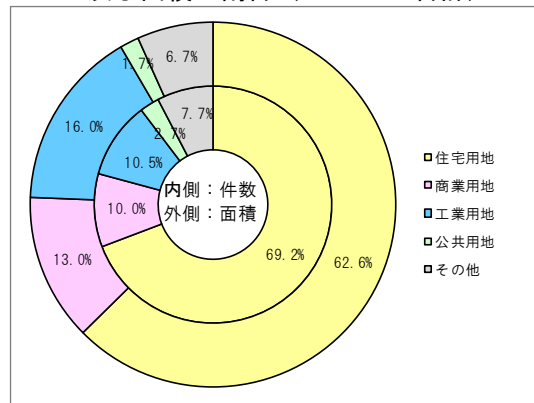


図 用途別農地転用件数及び面積の割合 (H15～H24 合計)



【都市計画区域外】

図 農地転用件数及び面積の推移

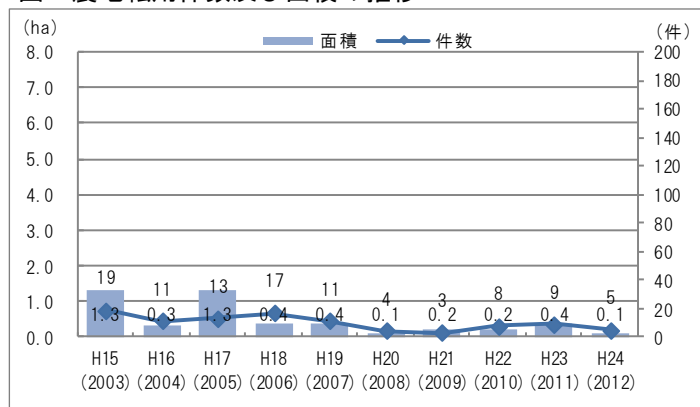
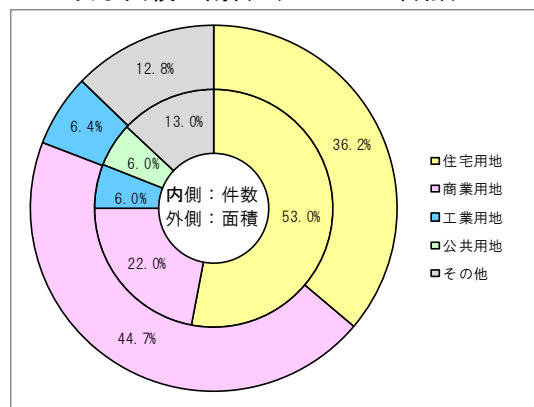
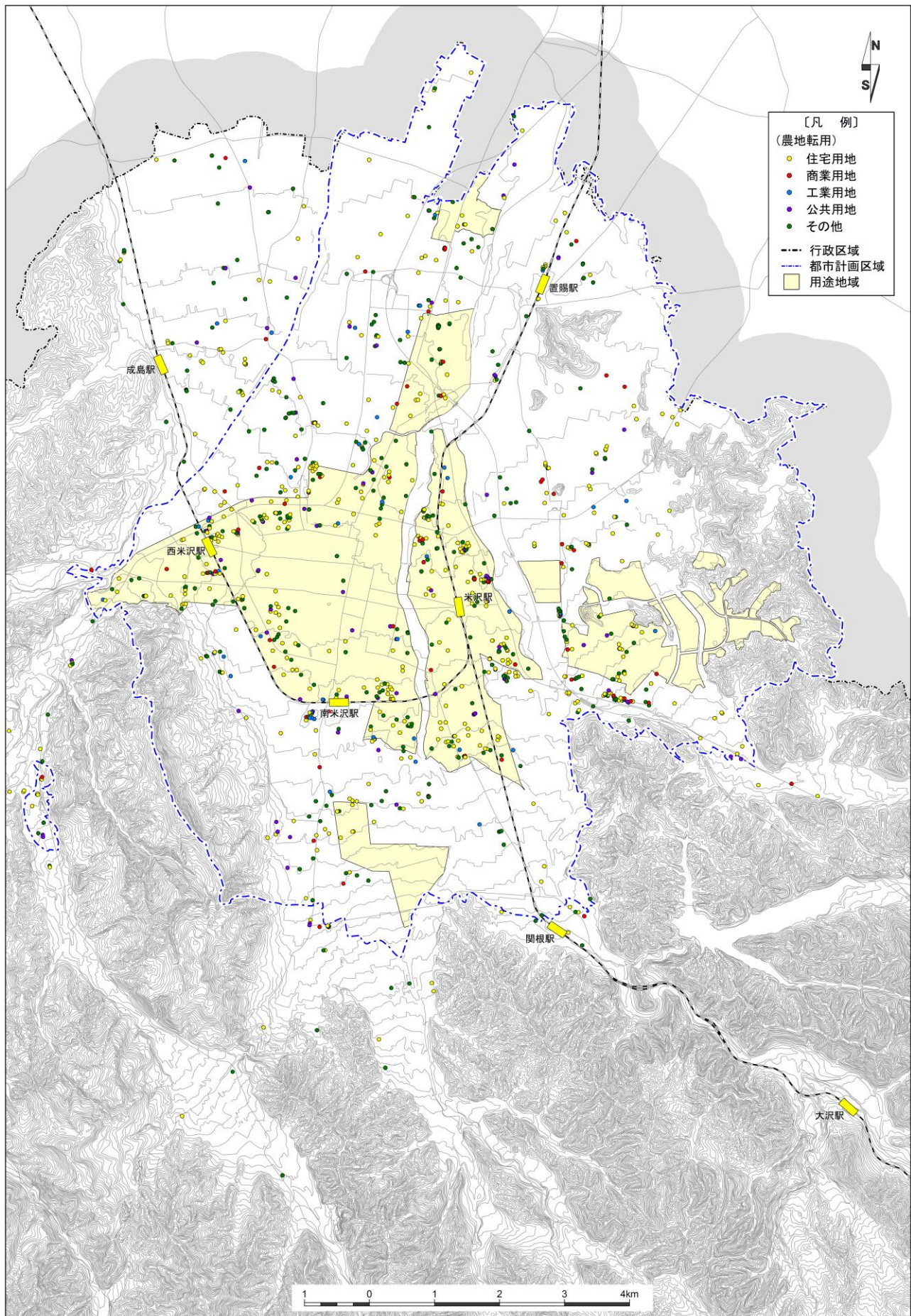


図 用途別農地転用件数及び面積の割合 (H15～H24 合計)



資料：都市計画基礎調査 (H26. 4)

図 農地転用状況 (H15～H24)



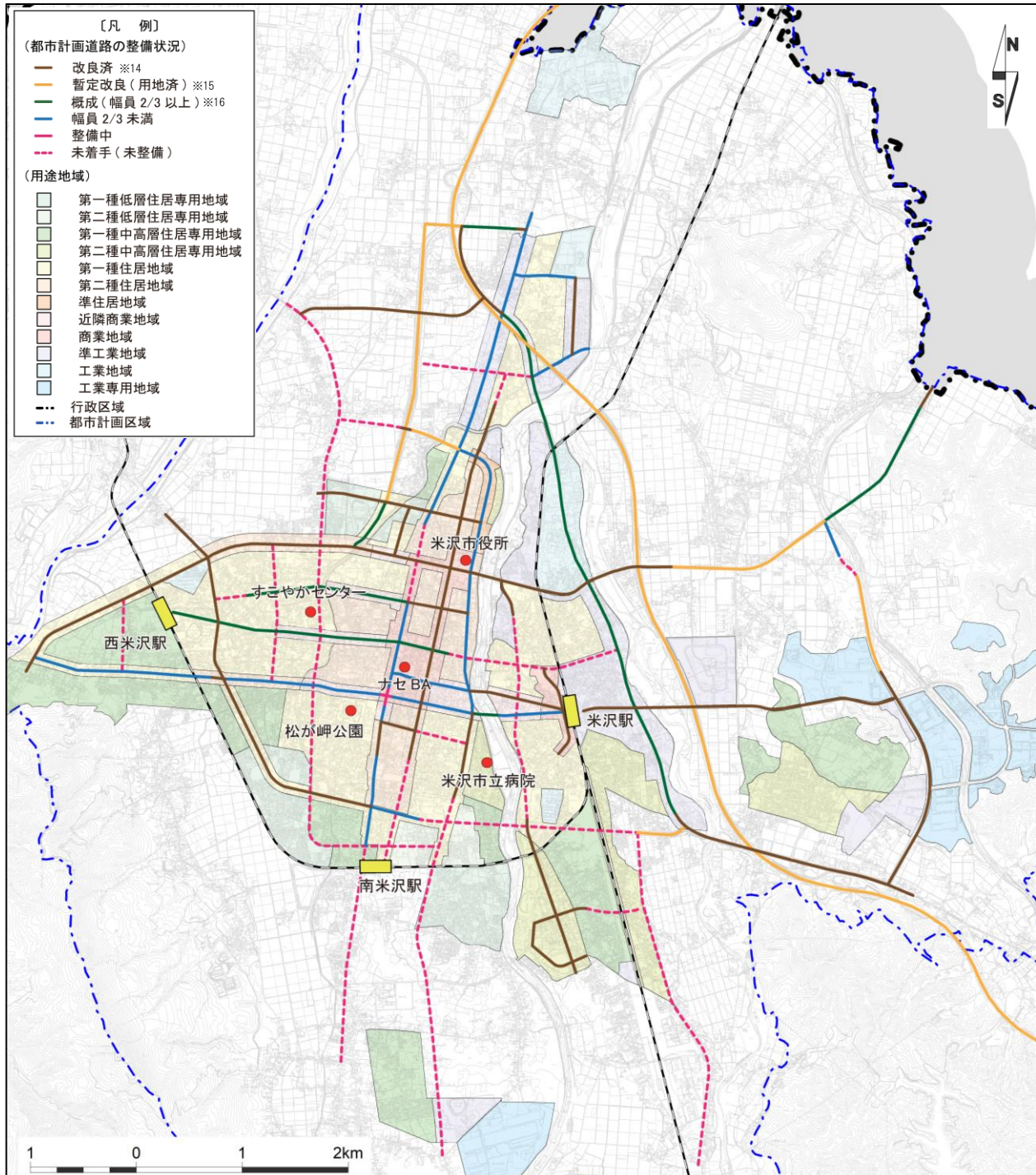
資料：都市計画基礎調査 (H26. 4)

（４）都市施設

① 都市計画道路

平成 31 年 3 月 31 日現在、都市計画道路は合計 32 路線、総延長 118,790m が計画決定されており、改良済延長^{※14}が 49,530m で、整備率（改良済延長/計画延長）は 41.7% です。整備状況の分布をみると、用途地域（市街地）縁辺部では整備が進んでいるものの、市街地の中心部では、未整備区間が残されています。未整備区間は、計画決定当初から 20 年以上が経過しています。

図 都市計画道路の整備状況図



資料：米沢市

※14 改良済：道路用地が、都市計画道路の計画幅員どおりに確保されており、一般の通行用として供用する区間。

※15 暫定改良：道路用地が、都市計画道路の計画幅員どおりに確保されており、計画車線数に満たないものの暫定的に供用する区間。

※16 概成：改良済及び暫定改良以外の区間のうち、都市計画道路の計画幅員の 3 分の 2 以上の幅員、または 4 車線以上の供用道路で、改良済の都市計画道路と同程度の機能を果たし得る現道を有する区間。

② 都市計画公園^{※17}

平成30年3月31日現在、都市公園は合計28箇所、計画面積178.1haが計画決定されており、開設面積は64.66haで、整備率（開設面積/計画面積）は36.3%となっています。

緑地は合計2箇所、計画面積419.5haが計画決定されており、開設面積は47.8haで整備率（開設面積/計画面積）は11.4%となっています。

山林等を含む特殊公園や緑地を除くと、55.9haのうち52.76haが整備されており、これらの整備率は、94.4%に達しています。

表 公園の整備面積

名称	箇所	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)
街区公園	19 箇所	4.7	4.06
近隣公園	2 箇所	3.8	3.8
地区公園	3 箇所	17.3	16.5
総合公園	2 箇所	28.4	28.4
運動公園	1 箇所	1.7	-
特殊公園	1 箇所	122.2	11.9
計	28 箇所	178.1	64.66

資料：米沢市

表 緑地の整備面積

名称	箇所	計画面積 (ha)	開設面積 (ha)
最上川上流河川緑地	通町六丁目ほか	71.5	19.4
八幡原緑地	八幡原一丁目ほか	348.0	28.4
計	2 箇所	419.5	47.8

資料：米沢市

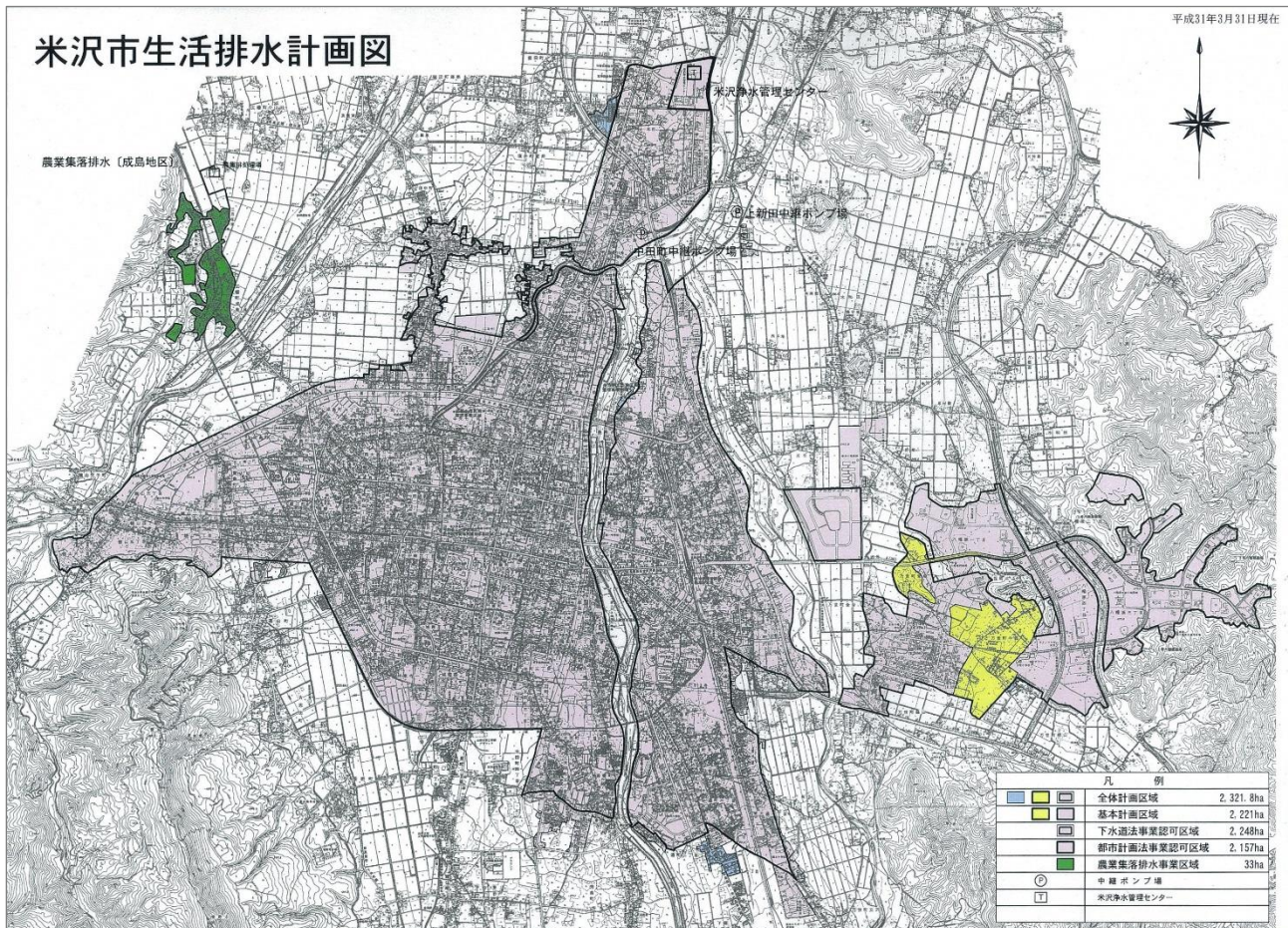
^{※17} 都市計画公園：都市計画において定められた都市施設のひとつで、その公園の役割や対象とする利用者の誘致距離等に応じ、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園等に分類される。

③ 下水道

本市の下水道は、最上川流域下水道を構成する南陽市や高島町、川西町とは異なり、市単独で処理しています。

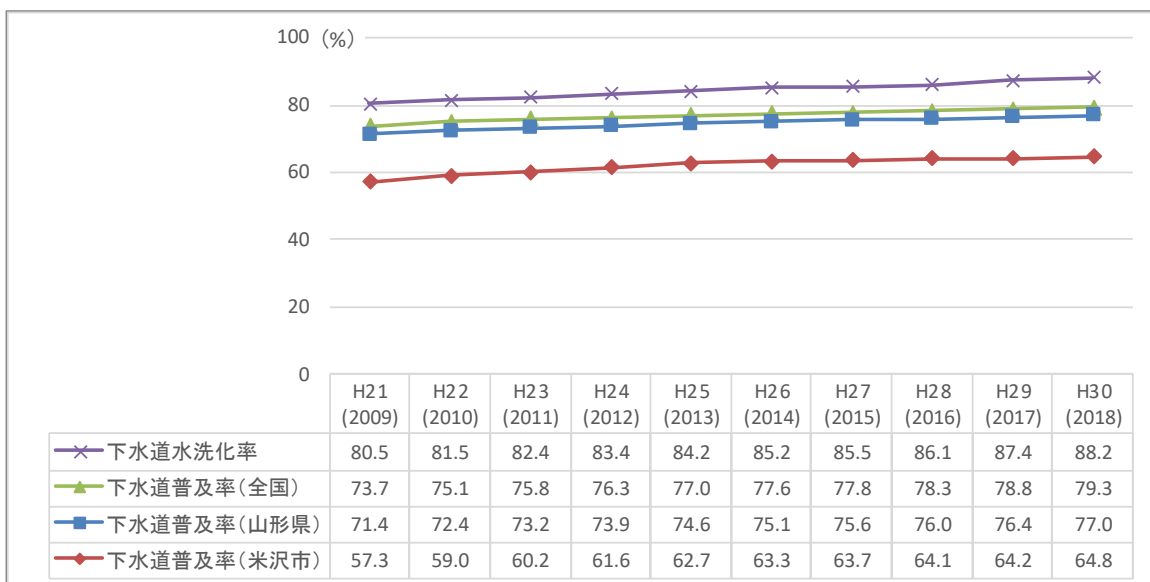
平成 31 年 3 月 31 日現在の全体計画区域面積は 2,321.8ha、整備済面積は 1,808ha であり、面整備率は 77.9%となっています。

普及率、水洗化率ともに年々増加しているものの、普及率に関しては平成 30 年度末時点において全国平均 79.3%、県内平均 77.0%をいずれも下回っています。



資料：米沢市

図 下水道普及率・水洗化率の推移



資料：米沢市

④ 河川

本市には一級河川最上川水系に連なる 18 河川（一級河川が 17、準用河川が 1）があります。

一級河川はいずれも県管理の指定区間（指定区間外は国土交通省直轄区間）ですが、堀立川、誕生川の上流部それぞれ 2,515m、500m は準用河川として市が管理しています。

その他の準用河川は木場川で、その延長は 3,240m です。

18 河川のうち、未改修又は改修中の区間があるものは、誕生川、鬼面川、大樽川、羽黒川、堀立川、出茂川、馬橋川の 7 河川です（平成 30 年度末現在）。

なお、最上川（国土交通省直轄区間）と羽黒川の合流部は改修（支川処理）が必要とされています。

表 市域内河川一覧表（平成 31 年 3 月 31 日現在）

連番	河川番号	一級河川 (県管理)	準用河川（市管理）		改修区間の有無
			河川名	延長(m)	
1	1	最上川	—		
2	353 (61)	誕生川	誕生川	500	○
3	361	鬼面川	—		○
4	362	大樽川	—		○
5	363	太田川	—		
6	364	綱木川	—		
7	367	天王川	—		
8	370	羽黒川	—		○
9	371	刈安川	—		
10	372	前ヶ沢川	—		
11	373	矢沢川	—		
12	374	大小屋川	—		
13	375 (60)	堀立川	堀立川	2,515	○
14	376	蛭川	—		
15	377	出茂川	—		○
16	407	馬橋川	—		○
17	419	烏川	—		
18	(59)	—	木場川	3,240	
合計				6,255	

※ 河川番号は山形県河川調書のもので、（ ）は準用河川

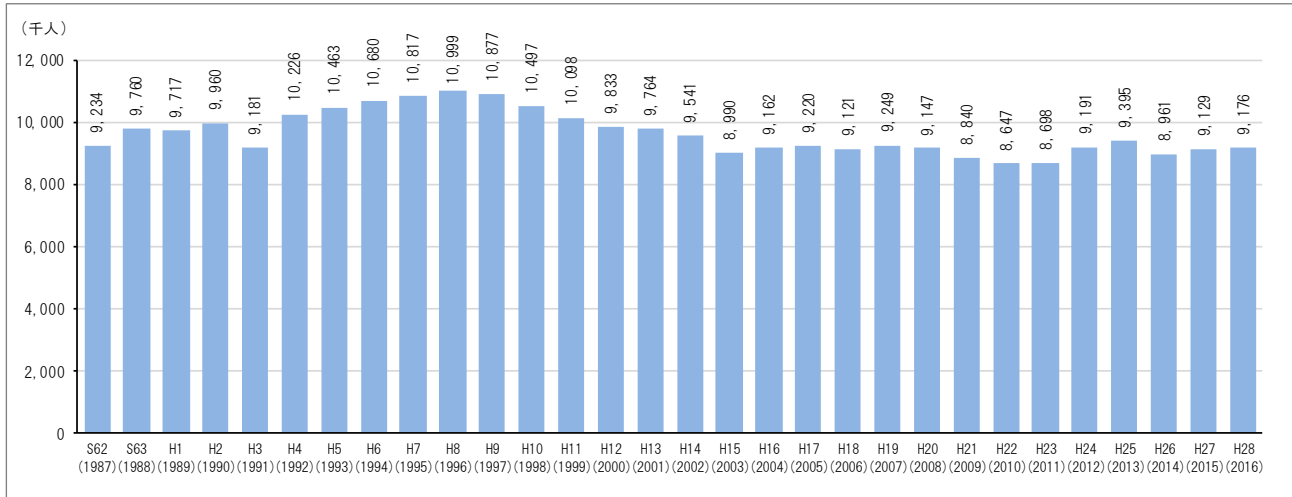
(5) 都市交通

① 鉄道

本市の鉄道は、ＪＲ奥羽本線とＪＲ米坂線の２路線が運行されており、本市の代表駅である米沢駅には、山形新幹線つばさが全列車停車します。

米沢駅の乗車人員は、平成８年度をピークとして減少傾向にありますが、近年は横ばいに推移しています。

図 米沢駅乗車人員の推移（年度）



資料：山形県の鉄道輸送（H30. 3）

② バス

本市のバス交通網は、市営による市民バスと民間路線である山交バスが運行しています。両路線とも概ね米沢駅を起点として、市街地の中心部、市立病院を経由し、循環または放射状に路線を形成しています。

バス利用者については、多少の増減はあるものの、近年は概ね横ばいに推移しています。市民バスの松原線・関根線・田沢線については、沿線地域と公共交通のあり方を検討し、乗合タクシーへ移行しました。

高速バスは、米沢～仙台間と山形～米沢～東京間の２系統が運行されています。

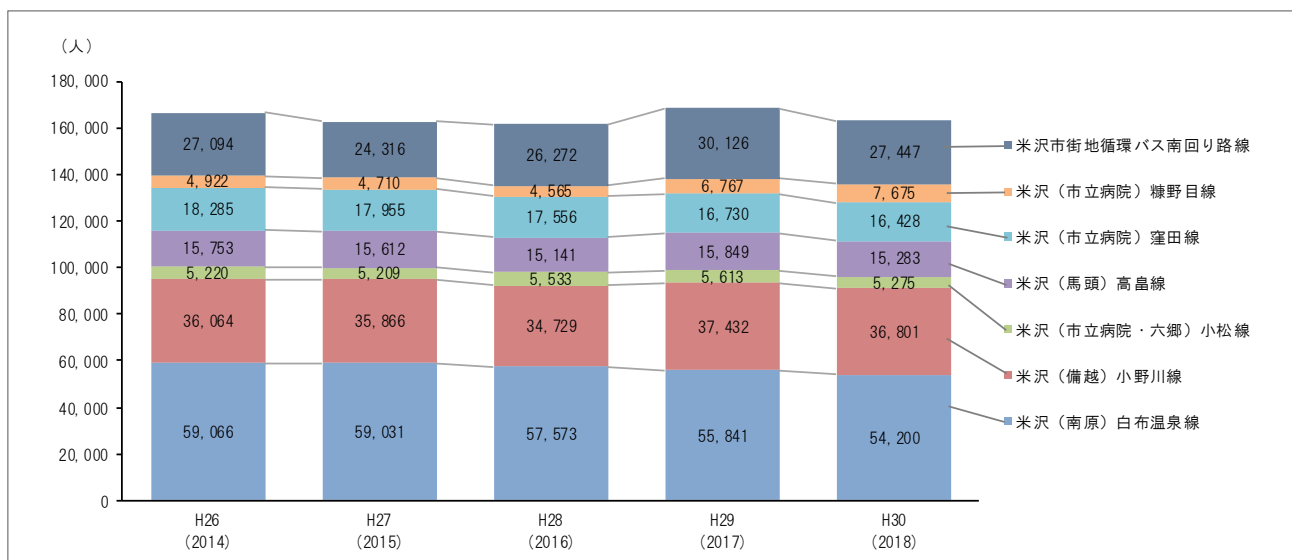
③ 乗合タクシー

本市の乗合タクシーは、予約型のデマンド交通システムにより、３地区でエリア運行しています。

山上地区と田沢地区は、市民バスから乗合タクシーへ移行しました。

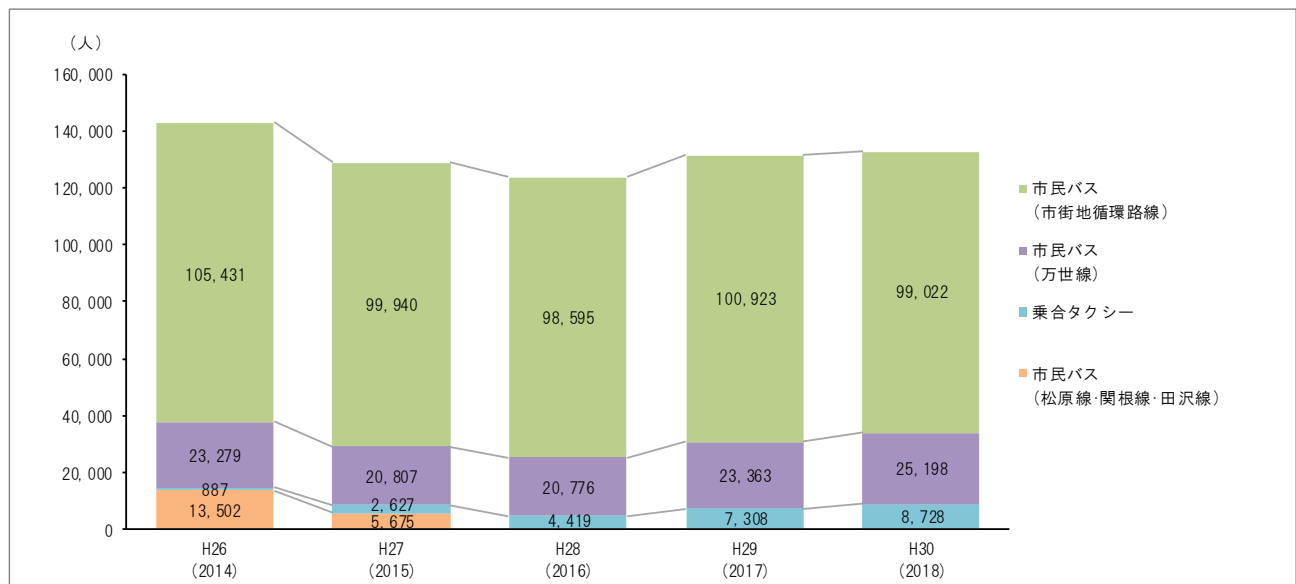
広幡地区は、交通空白地域解消のため、平成３０年度から乗合タクシー（実証実験運行含む）を運行しています。

図 山交バス利用状況の推移



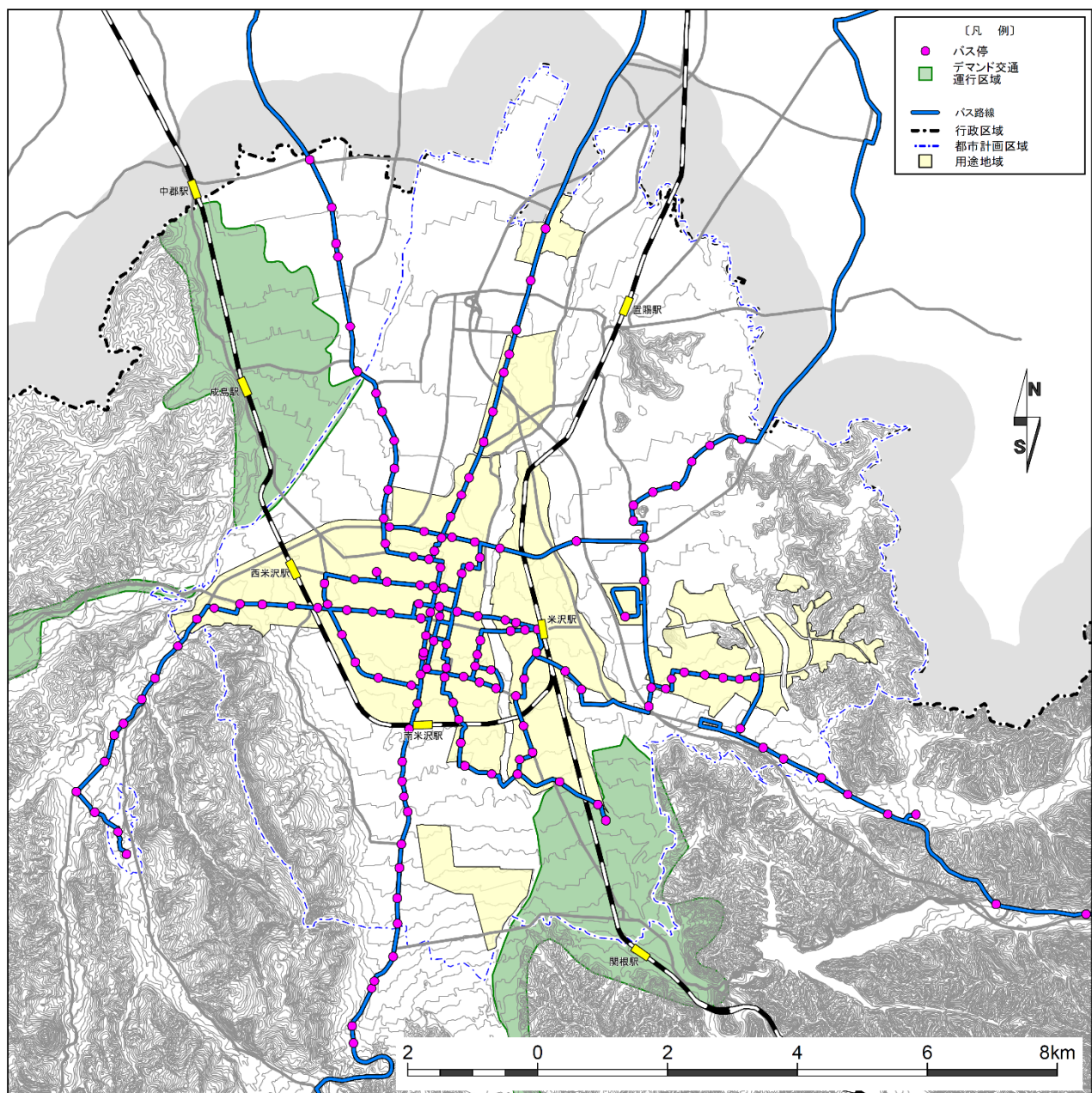
資料：山交バス(株)

図 市民バス等利用状況の推移



資料：米沢市

図 バス路線図 (平成 31 年 4 月時点)

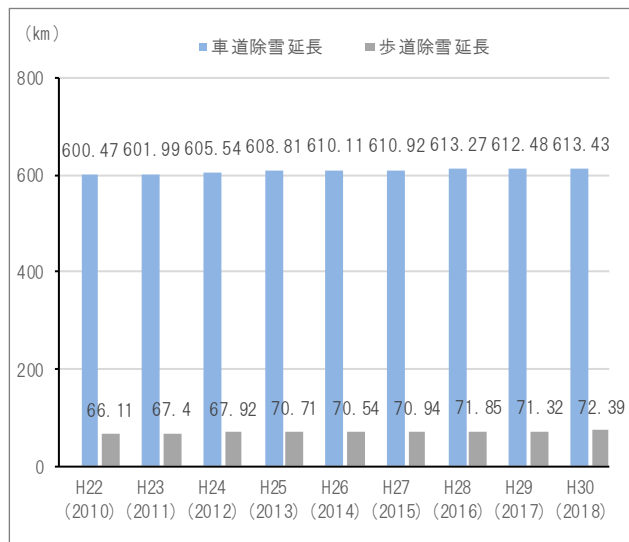


(6) 除雪

冬期間における市民生活と産業経済活動の安定のため、道路交通の確保を目的とし除雪事業を実施しており、除雪延長については微増を続けています。

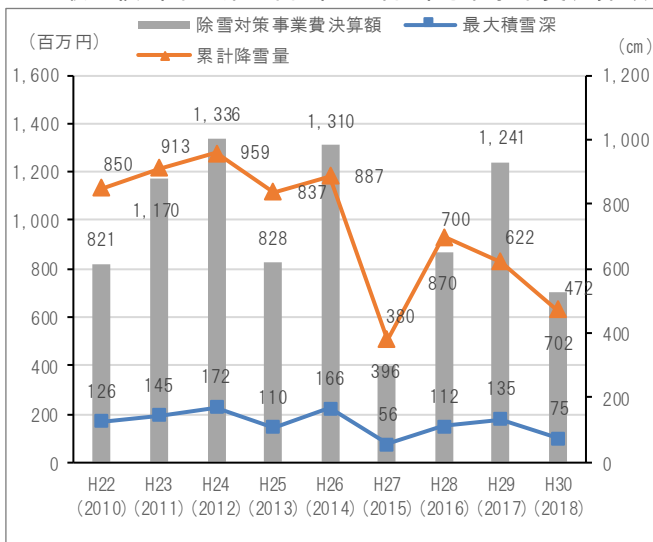
除雪経費と降雪状況は相関関係にあり、年度ごとのばらつきが大きくなっています。

図 車道・歩道除雪延長 ※消雪及び融雪を除く。



資料：米沢市

図 最大積雪深・累計降雪量・除雪対策事業費決算額



資料：米沢市

2-3 住民意向調査

(1) 調査概要

アンケート調査は、20歳以上の市民1,500人を住民基本台帳より無作為抽出し、637人から回答がありました。

設問内容は、平成23年2月に実施した都市計画マスタープラン策定のための住民意向調査の内容に、立地適正化計画策定に向けて「都市機能の集積誘導」等に関する項目を追加して以下の示す内容で行いました。

表 調査概要

実施期間	平成30年9月14日（金）～平成30年9月28日（金）
配付・回収方法	配付：郵送配布　回収：返信用封筒による郵送回収
配付数・回収状況	配付数：1,500票（20歳以上、無作為抽出） 回収数：637票　回収率：42.5%

表 設問内容

分類	内容
回答者属性	・性別、年齢、職業、居住形態
現況の満足と重要度	・本市の住みやすさや暮らしやすさ　・お住まいの周辺の生活環境 ・居住継続意向
都市の将来像	・本市の将来像　・コンパクトなまちづくりの必要性 ・居住者、都市機能の集積誘導
分野別まちづくり	・農地の保全又は転用　・公共交通の利用 ・防災への対応　・景観への配慮
まちづくりへの住民参加	・まちづくりへの参加状況 ・参加型まちづくりの有効な方策

(2) 調査結果

① 回答者属性

回答者の属性は、性別は男性45%、女性55%となっています。年齢は、60歳以上が約57%を占め、職業は無職、会社員が上位を占めています。

図 性別構成比

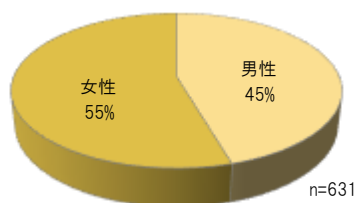


図 年齢別構成比

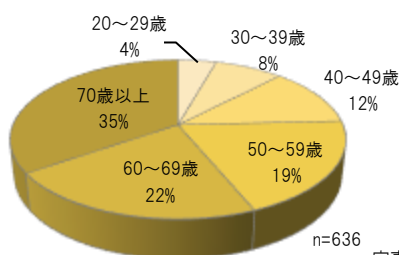
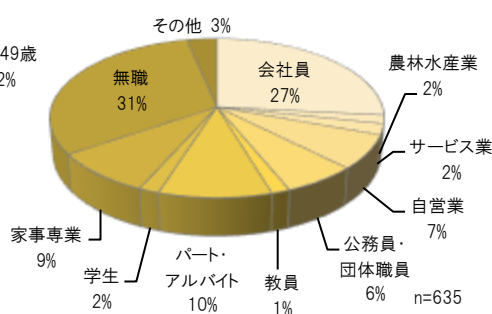
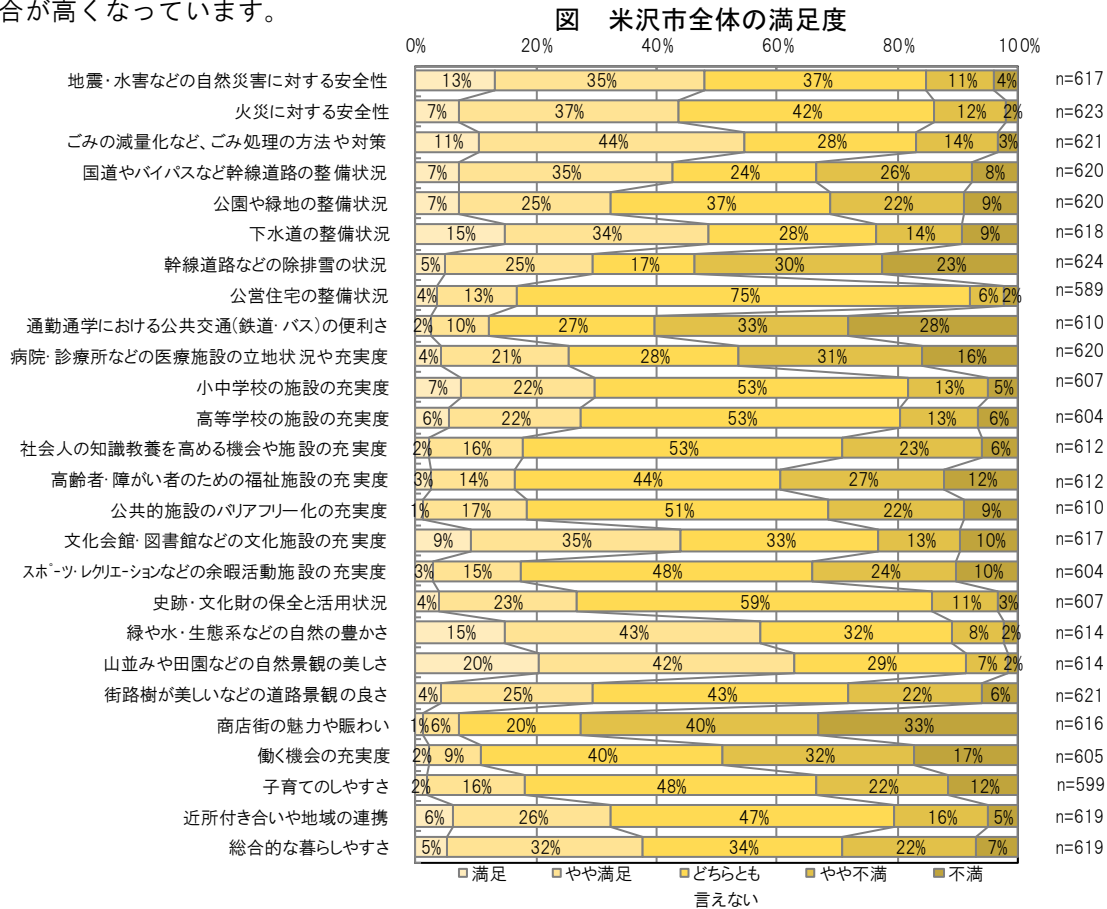


図 職業別構成比



② 本市の住みやすさや暮らしやすさについて

本市全体の生活環境については、「山並みや田園」、「緑や生態系」など自然環境に関する項目は満足度が高く、「商店街の賑わい」、「公共交通の便利さ」、「幹線道路などの除排雪」に関する項目は不満に感じている割合が高くなっています。



重要度が高い項目は、「幹線道路などの除排雪」、「自然災害に対する安全性」、「医療施設の充実」となっています。

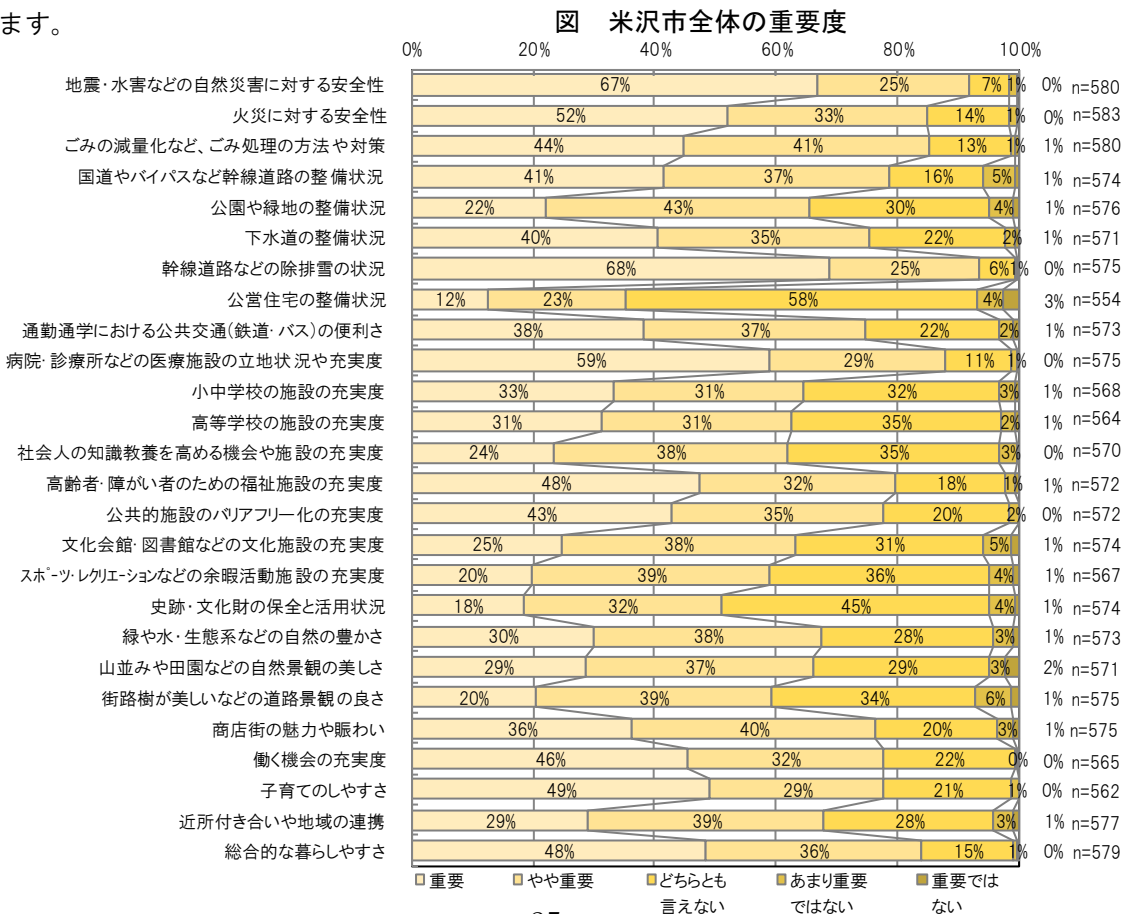
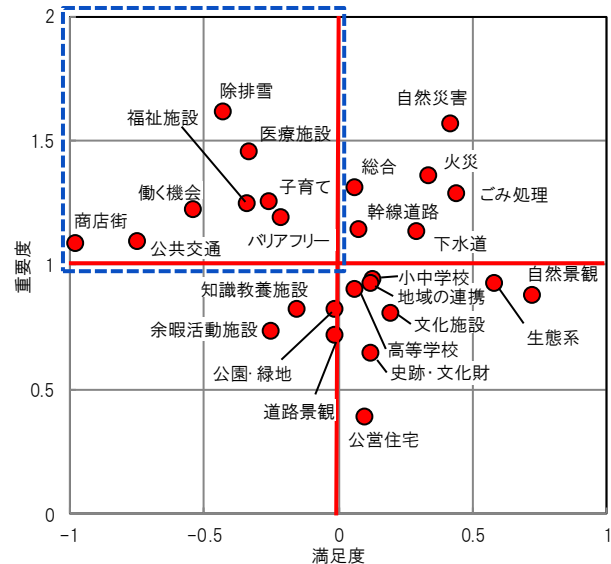


図 米沢市全体の満足度と重要度（点数化）

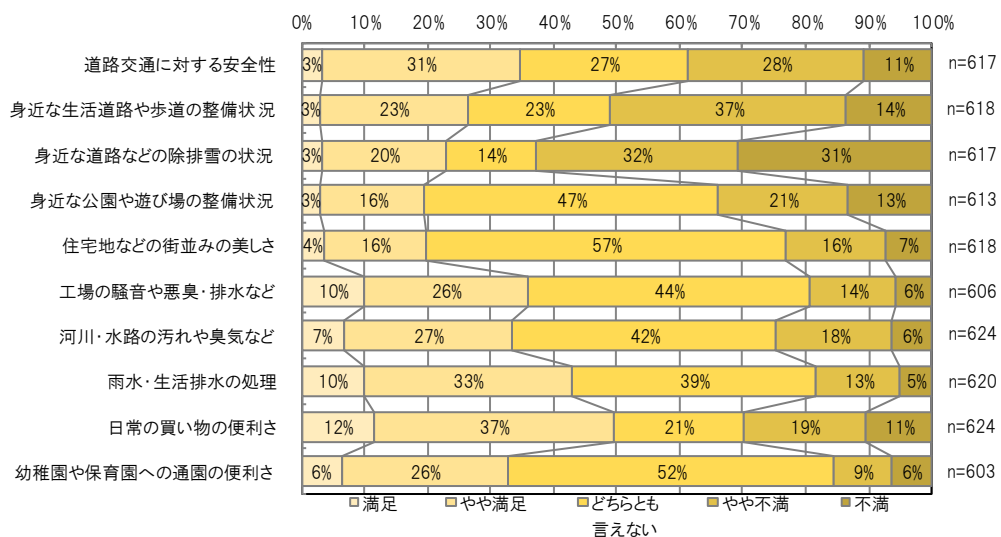
満足度と重要度の関係を見ると、現状の満足度は低いが重要と考える項目として、「幹線道路などの除排雪」、「医療施設の充実」などが挙げられ、重点的な対応が求められていることを示しています。



③ 住まい周辺の生活環境

住まい周辺の生活環境については、「日常の買い物の便利さ」、「雨水・生活排水の処理」に関する項目は満足度が高く、「身近な道路などの除排雪」、「身近な生活道路や歩道の整備」に関する項目は不満に感じている割合が高く示されています。

図 住まい周辺の満足度



重要度が高い項目は、「身近な道路などの除排雪」、「道路交通に対する安全性」、「身近な生活道路や歩道の整備」となっています。

図 住まい周辺の重要度

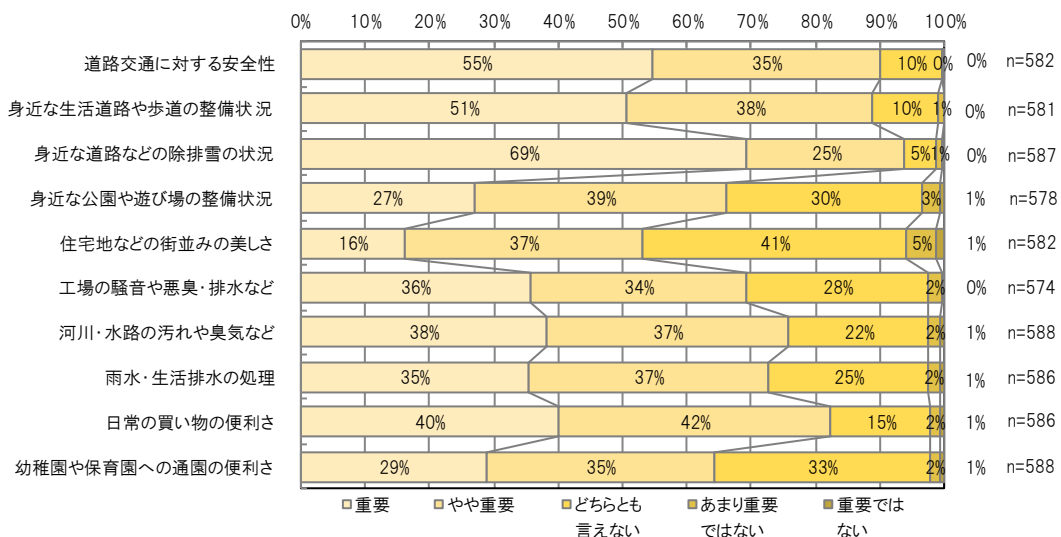
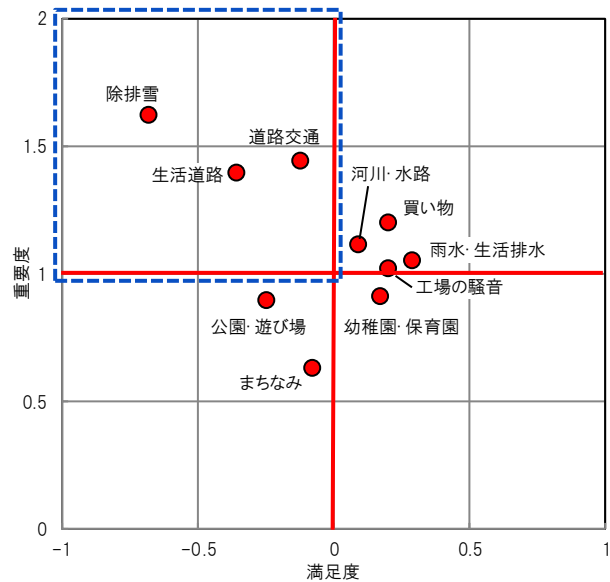


図 住まい周辺の満足度と重要度（点数化）



満足度と重要度の関係を見ると、身近な道路などの除排雪、道路交通に対する安全性、身近な生活道路や歩道の整備などの項目について、重点的な対応が求められていることを示しています。

④ 居住継続意向

居住継続意向を見ると、回答者の 66%が現在の場所で住み続けたいと回答しています。

年齢別に移転希望割合を見ると、他の市町村への移転を希望しているのは 20 歳代が最も多く 36%であり、市内の別の場所への移転を希望しているのは 30 歳代が最も多く 18%となっています。

図 居住継続意向

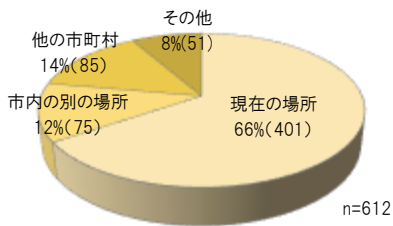
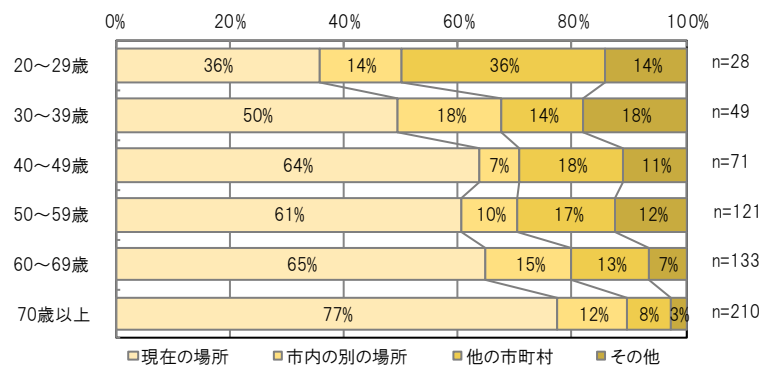


図 年齢別居住継続意向



⑤ 都市の将来像

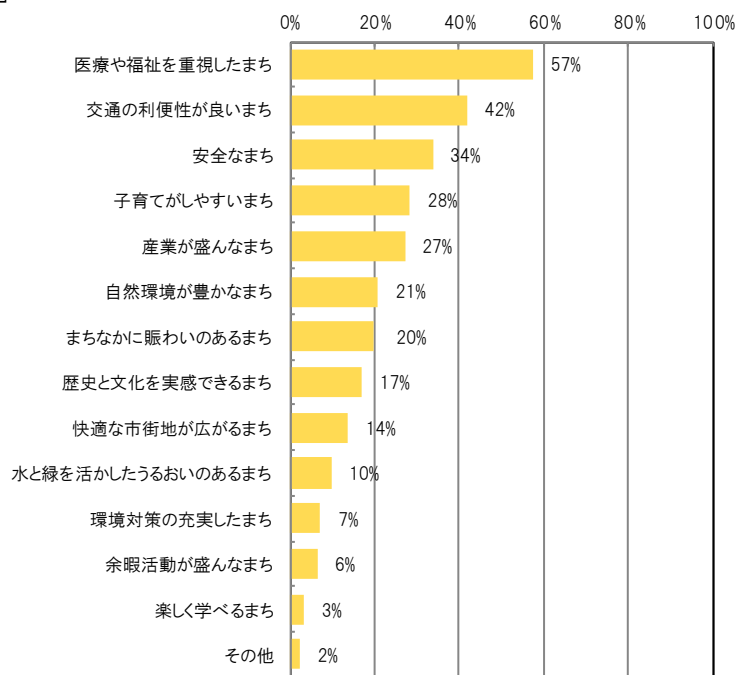
本市の将来像として最も望まれているのは「医療や福祉を重視したまち」（57%）であり、次いで「交通の利便性が良いまち」（42%）、「安全なまち」（34%）となっています。

年齢別にみると、20～30 歳代は「子育てがしやすいまち」が高く、40 歳代以上は「医療や福祉を重視したまち」の割合が高くなっています。

表 年代別「米沢市の将来像」（上位 5 項目）

順位	20～29 歳	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上
1	子育て	子育て	医療福祉	医療福祉	医療福祉	医療福祉
2	交通利便性	安全	交通利便性	交通利便性	交通利便性	交通利便性
3	自然環境	賑わい	子育て	産業	安全	安全
4	医療福祉	医療福祉	安全	安全	産業	産業
5	賑わい	交通利便性	快適な市街地	子育て	子育て	自然環境

図 米沢市の将来像（全体）

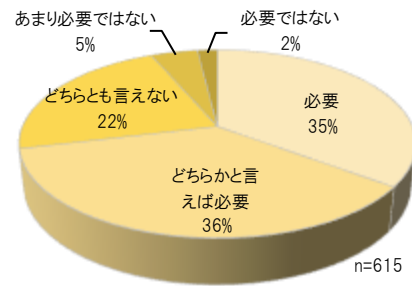


※全項目から 3 つまで選択。
※記載する数値（割合）は各項目選択個数を回答者数で除したものの。

⑥ コンパクトなまちづくりの必要性

“コンパクトなまちづくり”の必要性について、約7割が「必要」又は「どちらかと言えば必要」と回答しています。

図 “コンパクトなまちづくり”の必要性



⑦ 都市機能の集積について

“都市機能の集積を誘導していく区域”の必要性について、約8割が「必要」又は「どちらかと言えば必要」と回答しています。

“都市機能の集積を誘導していく区域”を促進する場所について、「公共交通が便利な場所」が64%で最も高く、次いで「車の移動が便利な場所」(34%)、「地域の中心となっている場所」(28%)と続いています。

図 “都市機能の集積を誘導していく区域”の必要性

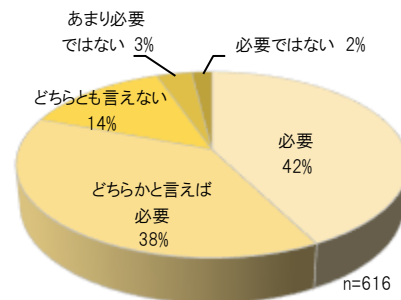
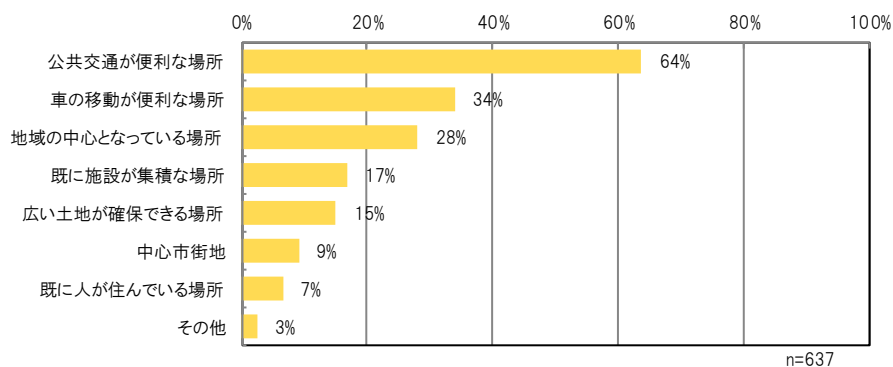


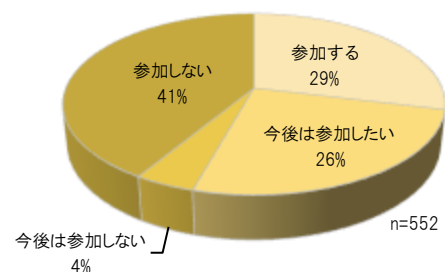
図 “都市機能の集積を誘導していく区域”を促進する場所



⑧ まちづくりへの住民参加

まちづくりへの参加について、「これまでも参加しているし、今後も参加する」と「これまでは参加していなかったが、今後は参加したい」を合わせると55%の人が今後の米沢市のまちづくりに参加したいと回答しています。

図 まちづくりへの参加意向割合



2-4 前計画の推進状況

前計画において実現化の方策に掲げた施策等の推進状況は以下のとおりです。

(1) 土地利用

① 住宅地

方策	推進状況
用途地域内にある一団の未利用地の土地利用（東部地区、南部地区、西部地区、万世地区） ・ 地区住民の意向等を踏まえ土地利用に対する具体的な考え方を把握する。 ・ 計画的な土地利用を図るため、土地区画整理事業^{※18}や民間開発事業等の面的な整備を検討する。 ・ 良好な土地利用を図るための地区住民との合意形成や各地区の特性に合う地区計画^{※19}や建築協定^{※20}等により規制誘導する。	土地区画整理事業による面的な整備及び地区計画や建築協定等による規制誘導には至りませんでした。
米沢駅東側（東部地区）の既存住宅地は、住居系の用途地域への転換を検討し、併せて生活基盤の整備充実により良好な住環境の改善を図る。	検討の結果、用途地域の転換は行いませんでしたが、3・2・25号米沢駅東線のほか、これに接続する市道の整備を行い、生活基盤の改善充実が図られました。
伝統ある繊維工業の育成を目的とした特別工業地区 ^{※21} 内（南部地区、西部地区）の住宅地については、住環境と調和のとれた商工混在型住宅地の形成を図る。 ・ 工場経営者と地域住民の土地利用に対する相互理解を深める。 ・ 工場の立地現況や住宅地の利用状況等を把握し、特別工業地区の区域を検討する。	特別工業地区の設定に基づき、商工混在型住宅地として定着、住環境との調和が図られました。 区域検討の結果、拡大または縮小等の変更は行いませんでした。
中心市街地活性化の一環として、各種住宅施策の検討や中層の住宅地形成を図り、まちなか居住を推進する。（中部地区）	高齢者向け優良賃貸住宅供給事業等の実施により、まちなか居住の推進を図りました。
② 商業地	
米沢駅周辺は、観光商業交流拠点形成に向けた土地利用を推進する。	一部民間による開発を除き、大きな進展はありませんでした。
中部地区を含む周辺の既存商業地は、中心市街地活性化基本計画及び都市再生整備計画 ^{※22} による活性化を図る。	文化複合施設の建設や公園整備等を実施し、商業地の活性化に努めました。
③ 工業地	
東部地区北端の羽黒川西側の工業地は、交通基盤の整備等により利便性を高め工業的土地利用を促進する。	工業的土地利用は継続的に促進されているものの、3・3・6号万世中田線（国道13号）の改築整備はありませんでした。
八幡原中核工業団地は、今後も地域へ波及効果の高い産業や成長産業など製造業を中心とした企業誘致を図る。	積極的に企業誘致を推進した結果、現在の分譲率が9割を超える状況となっています。

※18 土地区画整理事業：土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画性質の変更や公共施設の新設または変更に関する事業。

※19 地区計画：住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

※20 建築協定：住宅環境等の維持増進を目的として、土地所有者等同士が建築物の基準に関する一種の契約を締結する際、公的主体（特定行政庁）がこれを認可することで、その安定性・永続性を保証する制度。

※21 特別工業地区：都市計画法に基づく特別用途地区として、市が、地場産業の米沢織を育成するため、関連施設の建築規制を緩和することを定めた地区。

※22 都市再生整備計画：都市再生特別措置法に基づき、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として市町村が作成する計画。計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金が交付される。

④ サービス業務地

国道13号沿道は、交通基盤の整備等により沿道型サービス業務地として土地利用を推進する。

沿道型サービス業務地として継続的に土地利用は推進されているものの、3・3・6号万世中田線（国道13号）の改築整備はありませんでした。

⑤ 広域観光交流拠点

松が岬公園周辺は伝国の杜を中心とした歴史・文化・観光拠点として一体的な環境の維持・保全を図る。

景観形成重点地区に指定し、良好な景観形成を推進しつつ、公共施設の継続的な維持・保全に努めました。

東北中央自動車道の（仮称）米沢中央インターチェンジ付近に設置予定の道の駅は、観光交流を推進する情報発信施設、市民や来訪者が集える体験交流施設、地域資源を活用した産業振興施設として整備方策を検討する。

置賜の観光交流を推進するゲートウェイ機能をもった国土交通省指定の「重点道の駅」として、道の駅米沢が平成30年4月に開館しました。

⑥ 流通業務拠点

特別業務地区の既存の流通業務拠点は、時代に即した卸売取引形態に対応する流通業務機能向上に向けた整備を検討する。

流通業務機能向上に向けた整備はありませんでした。

⑦ 産業業務機能集積拠点

米沢オフィス・アルカディアは、有機エレクトロニクス分野及び最先端医療分野等の研究開発施設や超精密技術及び自動車関連産業等の生産施設の用地として積極的に企業誘致を図る。

積極的な企業誘致の結果、超精密技術等の生産施設の誘致を実現しました。

（２）都市施設整備

① 交通施設

方策

市街地内交通の利便性及び東北中央自動車道へのアクセス機能の向上を図り交通ネットワーク化の推進を図る。

- ・下記の都市計画道路を優先的に整備する予定路線とする。

分類区分	都市計画道路名称	摘 要
広域交通軸 (自動車専用道路)	福島米沢線	
地域間交通軸 (幹線街路)	万世中田線	未整備区間
	六部長手線	〃
	窪田諸仏線	市街地部
都市内交通軸 (幹線街路)	米沢駅元籠町線	未整備区間
	万世橋成島線	〃
	石垣町塩井線	〃
	花沢町西米沢駅線	一部区間
	通町花沢線	〃
	上杉神社東寺町線	〃
	太田町藤泉線	〃
	吹屋敷館山線	
	南米沢駅外の内線	一部区間

推進状況

各路線については、以下のとおり整備の推進を図りました。

なお、整備予定路線に係る達成率は全体で37%でした。

整備状況
全線暫定供用 2/4(供用/計画)車線のため達成率は50%
万世町梓山～万世町片子拡幅 L=2,400m 整備済
花沢～川井 L=780m 整備済 ほか暫定供用
伝国の杜付近 L=320m 整備済
未整備
万世町片子 L=500m 暫定供用
相生町 L=770m 整備済 春日～塩井 L=500m 暫定供用
未整備
未整備
未整備
未整備
未整備
未整備

地域間連携機能の向上のため、構想路線の検討を図る。

- ・市北部から八幡原工業団地へアクセスする路線
- ・都市計画道路戸の内美女塚線の西側への延伸路線
- ・都市計画道路石垣町塩井線の南側への延伸路線

市北部から八幡原工業団地へアクセスする路線について、事業主体となる県に対し継続して要望を行っていますが事業化には至っていません。他2路線については、具体化しませんでした。

② 公園・緑地

市街地内の潤いのある緑地空間を創出するため、花と樹木におおわれたまちづくり計画を活用するとともに、未整備都市公園等の整備を推進する。

西條天満公園の整備をはじめ、緑地空間の創出に努めました。

新たな面的開発を行う地区については、公園・緑地を適正に配置し促進する。

開発行為に際して、当該許可基準に基づき、緑地の適正な配置を推進しました。

③ 下水道

快適な住居環境形成の最も基本的な生活基盤である水酸化を図るため、公共下水道計画区域の公共下水道事業を推進し、その他の地域については合併処理浄化槽設置事業を推進する。

公共下水道や合併処理浄化槽等の生活排水処理施設について着実に整備を進め毎年普及率が向上しています。

④ 河川

潤いのある市街地形成を図るため、羽黒川については優先的に親水性の高い快適な水辺環境の創出に向けた河川改修を促進する。

羽黒川については、計画的に河川改修が推進され、災害防止のための治水対策が図られています。引き続き、事業主体となる県に対し継続して要望を行っていきます。

(3) 地域環境形成

① 都市環境形成

方策

都市計画道路六部館山線の成島町三丁目交差点は、交通量の増加とともに朝夕の交通渋滞が著しいことから交通量の分散路線の検討及び交通安全施設の整備を図り安全な交通環境の形成を促進する。

推進状況

交通分散化につながる国道287号バイパス整備事業が促進されています。また、関係機関により、渋滞対策についての検討を進めました。

② 都市景観形成

花と樹木におおわれたまちづくり計画を推進し、みどり豊かな潤いのある都市景観の形成を図る。

シンボルツリーの登録等を通じ、緑豊かな都市景観の形成に向けた市民意識の向上を図りました。

米沢市景観計画に基づき、良好な景観の形成を推進する。特に、本市を代表し、重点的に良好な景観を形成する地区として指定している景観形成重点地区^{※24}については、積極的に景観整備を進める。

良好なまちなみの形成を目指し、景観形成に係る個別事業への補助等を通じ、景観整備に努めました。

(4) 将来フレーム

計画

81,618人（平成32年の目標人口）

現状

81,776人（R2.1.1時点の推計人口）
概ね目標人口並に推移しました。

※24 景観形成重点地区：米沢市景観条例に基づき、積極的に良好な景観を形成する必要があると認め、市長が定めた地区のこと。

2-5 主要な課題

各統計資料や住民意向調査の結果等を踏まえ、本市の都市づくりに関わる主要な課題を整理します。

（１）定住人口減少への対応

本市の人口減少の主な原因は、出生率の低下による少子化や若年層の市外への流出ですが、定住人口の減少により、地域経済や行財政基盤の弱体化、地域コミュニティの維持や子育て環境への負の影響などから、地域社会の姿が変わっていくものと考えられます。

市全体として、定住人口減少や少子高齢化の進行を見据え、これらに対応する持続可能な都市づくりを進めていく必要があります。

（２）暮らしやすいコンパクトな市街地の形成

開発等により市街地が徐々に拡大する一方、定住人口が減少し続けており、結果として市街地の人口密度が減少するとともに、都市機能の分散化が進行しています。このまま、人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスの提供が将来的に困難になりかねない状況にあります。

今後は、市街地における既存の都市基盤や都市機能を維持しつつ、地域の特性に応じた必要な都市機能を集積させるとともに、あらゆる世代等にとってやさしく暮らしやすい生活環境を実現する、効率的で密度の高いコンパクトな都市づくりを進めていく必要があります。

（３）安全・安心な生活環境の形成

住民意向調査においては、雪対策や地震や風水害等の自然災害に対する安全性、医療施設の充実度について関心の高さを示す結果が出ており、暮らしに直結する生活環境の形成は市民共通の課題であることが伺えます。

安全で安心なまちを形成することは、将来に向けてまちが発展していくための基盤の一つであることを踏まえ、近年多発する集中豪雨等による水害・土砂災害等の自然災害に備えるため、減災を基本とした災害防止策を推進し、災害に強い都市基盤の整備を行っていく必要があるとともに、冬期間において雪の影響を極力少なくし円滑な市民生活を送ることができるよう、雪に配慮した道路環境と効率的な除排雪体制の整備を図っていくなどの取組を推進していく必要があります。

また、医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で生活の質を低下させることなく、安全で安心な暮らしを続けることができるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

（４）暮らしを支える交通環境の充実

本市の公共交通は、自家用車の普及に伴って不採算となったバス路線が次々廃止される中、その公共的な必要性に応じて、廃止代替路線バスを含めた市民バスの運行や、民間運行による生活路線への赤字補助、のりあいタクシーを一部地域で導入するなどの取組を進めてきましたが、乗車率の低下や厳しい収支、交通空白地の存在など、課題の多い状況が続いています。

一方で、高齢化の進展に伴って、公共交通に対する需要の増加が想定されることや、コンパクトなまちづくりを推進する中で、市街地内及び市街地と周辺地域を結ぶ公共交通の必要性が高まるものと考えられます。このため、地域の実情や利用者ニーズにあった公共交通ネットワークの形成を図るとともに、利便性の高い都市圏の形成を実現する道路網整備について、更なる充実を図っていく必要があります。

（５）豊かな自然や優良農地の保全

市域の大半を占める森林地域や周辺地域に広がる優良な農地は、国土の保全、水源かん養、環境保全、木材等の林産物、農産物の供給のほか、美しい山なみや四季折々に変化する豊かな自然景観など、多面的な機能を有しており、都市全体を維持するために重要な役割を担っています。

これら豊かな自然や優良農地は本市の地域特性でもあり、これらの環境を引き続き適切に保全していくことが必要です。

第3章 全体構想

3-1 都市づくりの理念と基本方針

(1) 将来都市像

米沢市まちづくり総合計画及び東南置賜区域マスタープランの将来像や基本理念は次のとおり設定されています。

東南置賜区域マスタープラン	米沢市まちづくり総合計画
【基本理念】 「県境を越えた新たなネットワークにより、次世代の産業創出に向けた活力と魅力あふれる、人・歴史・文化が織りなす産業都市圏」 【市街地像】 ①「広域連携」～都市間連携を推進する都市づくり～ ②「多様な交流」～都市の魅力を活かした活力ある都市づくり～ ③「まちなか賑わい」～賑わいのあるコンパクトな都市づくり～ ④「安全・安心」～いのちを守る都市づくり～ ※平成30年4月山形県策定	【将来像】 「ひとが輝き 創造し続ける 学園都市・米沢」 【基本理念】 「市民が積極的に参加するまちづくり」 【施策大綱】 ①挑戦し続ける活力ある産業のまちづくり ②郷土をつくる人材が育つ、教育と文化のまちづくり ③子育てと健康長寿を支えるまちづくり ④自然と都市の魅力が調和し、賑わいと交流を促すまちづくり ⑤安全安心に暮らせるまちづくり ⑥持続可能なまちづくり

第2章において、本市における主要な課題を次のとおり整理しています。

主要な課題				
定住人口減少への対応	暮らしやすいコンパクトな市街地の形成	安全・安心な生活環境の形成	暮らしを支える交通環境の充実	豊かな自然や優良農地の保全

これらを、都市計画の視点から実現するため、米沢市都市計画マスタープランの将来都市像を次のとおり設定します。

将来都市像

**健康で安全・安心に暮らせる、
魅力あふれる交流拠点都市・米沢**

(将来都市像設定の考え方)

高齢化や人口減少が進んでも、地域に住む人々が健康で明るく元気に社会生活を送ることができ、安心して暮らし続けるためには、医療や福祉、子育てなど日常生活に関わる機能が充実するとともに、交通の利便性が高く、災害や雪などに強い、安全・安心に暮らせる都市基盤を構築することなど、都市の健全な発展により「都市の健康」も実現できるまちを創っていく必要があります。

置賜圏域の中心拠点として、周辺地域と交流を深めながら地域全体の更なる発展を目指すとともに、市民一人ひとりが輝き、誇りと責任、愛着を持って、「挑戦と創造」を深めていくことにより、健康な暮らしを実現できる、「住みよいまち」「選ばれるまち」を形成していきます。

（２）都市づくりの基本理念

将来都市像に基づき、本市が目指すべき都市づくりの基本理念を次のとおり掲げます。

都市づくりの 基本理念

自然・歴史・文化と都市とが調和する、 持続可能なまちづくり

（都市づくりの基本理念設定の考え方）

本市には、先人から受け継いできた、恵まれた自然環境や、米沢に根付く伝統産業のほか現在のまちなみの基礎を築いた上杉氏に代表される歴史や伝統、これらを背景とした豊かな精神文化や学園都市を形成してきた教育の文化、既成概念を打ち破り世の中になかったものを生み出してきた産業の文化など、多彩で豊かな文化が継承されています。

この恵まれた地域特性を最大限に活用することにより、まちの個性と魅力を高めるとともに、機能的かつ美しさと風格を兼ね備えた、誰もが安心して暮らし続けることのできる持続可能な都市の実現に向けて、新たな時代に適合したまちづくりを市民とともに進めていくものです。

（３）都市づくりの基本方針

前項で掲げた「将来都市像」及び「都市づくりの基本理念」を踏まえ、その実現化に向けた都市づくりの基本方針を次のとおり定めます。

基本方針１ コンパクトで魅力あふれる快適な都市づくり

将来に亘って持続可能な都市を構築するため、“密度の濃いまちづくり”を基本として、市街地の中心部へ都市機能の集積やまちなかへの居住の誘導を推進するとともに、あらゆる世代等にとってやさしい生活環境となるよう、保健・医療・福祉の連携強化に努めます。

また、生活に必要な施設の配置や防災機能の向上等に配慮した適正な土地利用の誘導に努めるとともに、魅力あふれる都市機能の強化に必要な都市基盤施設の重点的な整備を推進します。

多様なものづくりの発展、生産基盤の強化や経営安定化など、活力ある産業のまちづくりを推進するため、産業活動を支援する基盤づくりに努めます。

基本方針２ 暮らしを支える交通環境と安全・安心が確保された都市づくり

市民の快適な暮らしを支え、人や物の交流を円滑にするため、道路や公共交通機関等の利便性を向上させるとともに、生活道路や歩道等の整備による安全な交通環境の確保、公共空間などのバリアフリー化の推進など市民生活に配慮したやさしく快適な生活環境づくりに努めます。

また、地震や風水害等の自然災害のほか、冬期間の雪の影響を極力少なくし、円滑な市民生活を送ることができるよう、都市基盤の整備などを含め雪と災害に強い快適環境の形成に努めます。

基本方針３ 周辺地域と市街地が調和する都市づくり

置賜圏域の中心として、東北中央自動車道を軸とした高速交通ネットワーク等で繋がる県内外の都市と物流や観光、防災、医療等様々な連携を強化し、都市機能の充実を図ります。

また、水と緑に恵まれた自然環境や優良な農地のほか、米沢固有の歴史的景観や文化的遺産等、都市機能を維持するために重要な役割を持つ周辺地域の多面的な機能を維持、保全するとともに、その特性を活かしたまちづくりを推進するため、周辺地域と市街地の相互連携を図る公共交通等のネットワークを形成し、地域コミュニティの維持に努めます。

(4) 計画体系図

将来都市像の実現に向けた計画体系図を次のように示します。

将来都市像	基本理念	基本方針	基本的方向
健康で安全・安心に暮らせる、魅力あふれる交流拠点都市・米沢	自然・歴史・文化と都市とが調和する、持続可能なまちづくり	コンパクトで魅力あふれる快適な都市づくり	適正な土地利用の誘導
			都市基盤施設の重点的な整備
			産業活動を支援する基盤づくり
			まちなかへの居住の誘導
			市街地中心部への都市機能の集積
			保健・医療・福祉の連携強化
		暮らしを支える交通環境と安全・安心が確保された都市づくり	雪と災害に強い快適環境の形成
			安全な交通環境の確保
			公共交通機関の利便性向上
			公共空間などのバリアフリー化の推進
		周辺地域と市街地が調和する都市づくり	置賜圏域の連携強化
			東北中央自動車道を軸とした県内外との交流促進
			地域コミュニティの維持
			周辺地域と市街地のネットワークの形成
			優良な農地の保全
			水と緑に恵まれた自然環境の形成
			歴史的景観や文化的遺産等の保全・活用

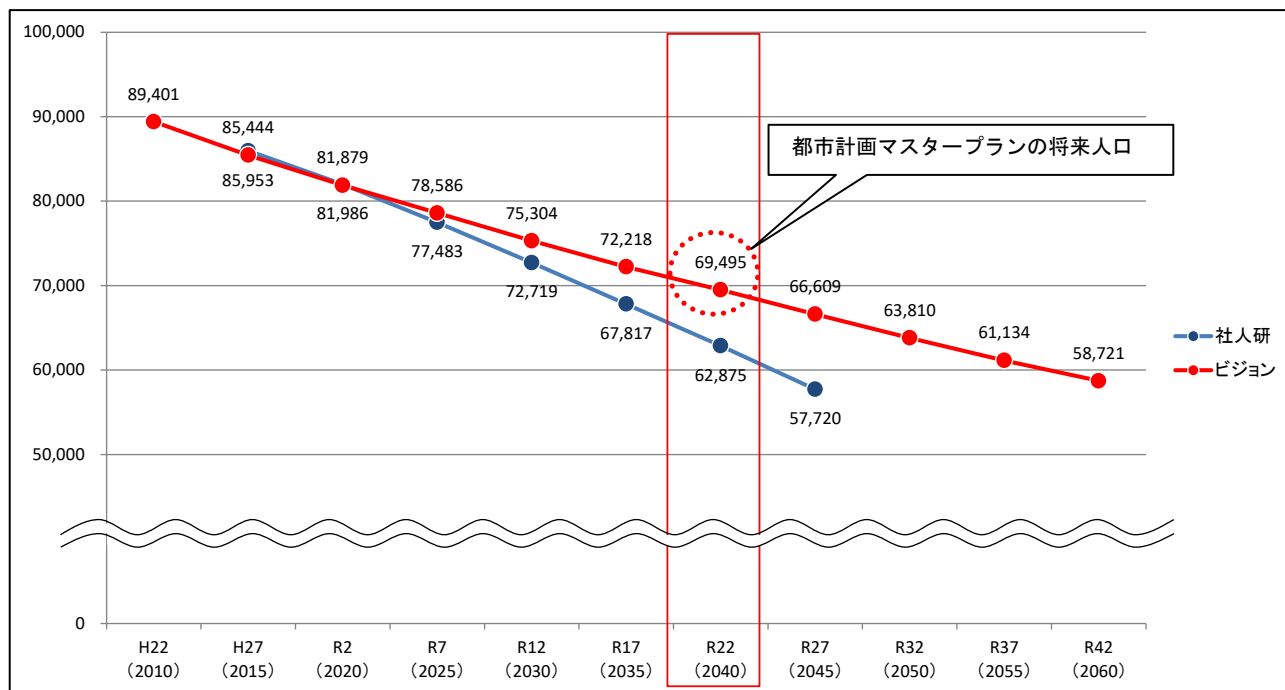
3-2 将来フレームの設定

本市の人口の見通しは、「国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年推計）」によると、平成 27（2015）年の 85,953 人（国勢調査）から、令和 22（2040）年には 62,875 人へと大きく減少することが見込まれています。

今後も少子高齢化、転出超過等により減少するものと見込まれていますが、人口減少問題に対して、長期的視点から取り組むことにより、その減少幅を抑えることとした「米沢市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）」に基づき、将来人口を約 69,000 人と設定します。

将来人口 （令和 22（2040）年度）	約 69,000 人
---------------------------------------	-------------------

図 将来人口推計



※社人研：国立社会保障・人口問題研究所（平成 30（2018）年推計）/ビジョン：米沢市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）

3-3 将来都市構造

都市づくりの理念と基本構想を踏まえ、今後、本市が目指すべき将来都市構造を設定します。

将来都市構造は、都市のベースとなる土地利用を構成する「土地利用ゾーン」、都市の活動を支える「拠点」、都市の骨格を形成する「交通軸」により、都市空間の基本的構成を示します。

総合的な生活サービス機能を維持・誘導する「中心拠点」と、周辺地域の拠点となる「地域拠点」との相互連携を図る交通軸等のネットワークの形成を促進し、市民が身近に生活サービスを楽しむコンパクトなまちづくりを進めていくことを将来都市構造の基本的方向とします。

（１）土地利用ゾーン

① 市街地ゾーン

様々な都市機能の集積を図り、地域特性に応じた生活機能の充実や公共交通の利便性の向上などにより、快適な日常生活を支えるまちづくりを進めていくゾーンです。密度の濃い市街地を形成し、一定の人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティの持続的な確保を図ります。

② 産業集積ゾーン

市街地ゾーンの外側に位置する産業業務空間で、地域への波及効果の高い産業や成長産業など製造業を中心とした企業誘致を図るとともに、計画的な土地利用を検討していきます。

③ 農業環境保全ゾーン

市街地ゾーン外側の農地が広がる地域で、食料生産機能とともに集落景観機能を有するゾーンです。営農環境を保全するとともに、地域内の人々の居住空間として、豊かに住み続けられる集落環境の維持に努めます。

④ 自然環境保全ゾーン

農業環境保全ゾーンの外側に広がる森林地域で、優れた自然環境を有するゾーンです。森林が持つ水源かん養等の公益的機能や、観光資源、景観資源としての様々な機能を活用しつつ、その維持に努めます。

（２）拠点

① 中心拠点

市街地ゾーンの内、商業系用途地域から周辺の高等教育機関及び市立病院までのエリア、及び、市庁舎、国県庁舎、文化センター、体育施設等の行政施設が集積するエリア、上杉の城下町を象徴する松が岬公園を中心とした歴史・文化・観光の拠点となるエリアを網羅した一帯を中心拠点と位置付けます。

② 学術拠点

学術拠点機能を有する山形大学工学部、米沢栄養大学、米沢女子短期大学を学術拠点と位置付けます。

③ 地域拠点

農業環境保全ゾーンに位置するコミュニティセンター周辺を地域拠点と位置付けます。

（３）交通軸

① 広域交通軸

鉄道及び高速自動車道、国道など米沢市と県内外の他地域を結び、広域連携を促進する交通ネットワークを位置付けます。

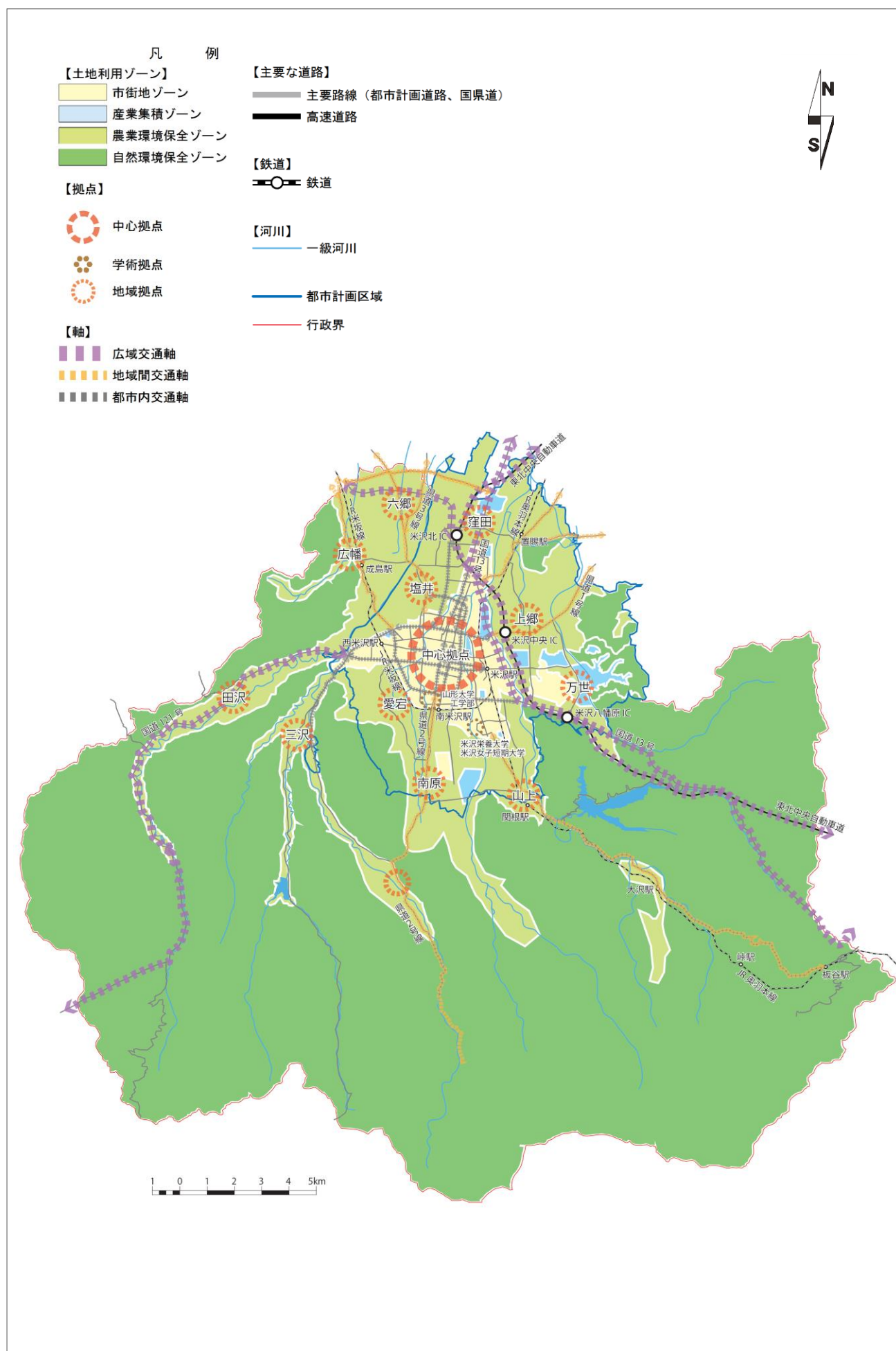
② 地域間交通軸

置賜圏域を主とした主要な市街地を連絡する交通ネットワークを位置付けます。

③ 都市内交通軸

市街地内の土地利用の骨格を形成する交通ネットワークを位置付けます。

図 将来都市構造図



凡 例

【土地利用ゾーン】

- 市街地ゾーン
- 産業集積ゾーン
- 農業環境保全ゾーン
- 自然環境保全ゾーン

【拠点】

- 中心拠点
- 学術拠点
- 地域拠点

【軸】

- 広域交通軸
- 地域間交通軸
- 都市内交通軸

【主要な道路】

- 主要路線（都市計画道路、国道）
- 高速道路

【鉄道】

- 鉄道

【河川】

- 一級河川

- 都市計画区域

- 行政界

第4章 分野別方針

4-1 土地利用の方針

都市的土地利用については、今後の人口減少社会に対応して現行の用途地域内における土地利用を基本としながら、良好な居住環境の確保や業務の利便性を向上する適正な土地利用を誘導するため、必要に応じて適切な用途地域の指定を行います。

市街地の中心部を核として、立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定め、合理的で機能的な土地利用を進めます。

住宅地

- ・居住誘導区域への居住の誘導を推進します。
- ・必要に応じ、人口動態等を勘案して住居系用途地域内の低未利用地において住宅地の活用を推進します。
- ・特別工業地区において、地場産業と生活環境の共存・調和を図ります。

商業・業務地

- ・都市機能誘導区域を中心とし、現行の商業系用途地域における土地の高度利用化、都市機能の充実を図ります。
- ・市街地への商業機能集積を図るため、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限します。
- ・国道13号沿線及び本市北部等における一般業務系土地利用を進めるとともに、幅広いニーズに対応する流通・卸売機能の向上、集積促進を図ります。

（商業）中央地区、駅前地区、金池・北部地区、徳町・成島地区 等
（一般業務）金池地区、国道13号沿線、米沢オフィス・アルカディア 等
（流通・卸売）中田卸売団地、国道13号沿線 等

工業地

- ・産業用地保全地区をはじめとする工業系用途地域へのさらなる機能集積及び非工業系用途地域に立地する工場の移転集約化を推進し、工業地の充実を図ります。

米沢八幡原中核工業団地、米沢オフィス・アルカディア、米沢南工業団地
国道13号沿線 等

農林業系土地利用

- ・農業生産基盤、景観資産等の多面的価値を持つ農地の維持に努めるとともに、木材の活用等を通じた森林整備による中山間地域の森林の保全を図り、周辺地域のコミュニティ維持のための土地利用を推進します。

自然的土地利用

- ・磐梯朝日国立公園等に代表される森林地域が持つ公益的機能を維持、保全するとともに、開発を抑制します。
- ・最上川、羽黒川、鬼面川、天王川等の水辺空間は、貴重な自然資源として保全を図ります。

その他の土地利用

- ・高速道路のインターチェンジ周辺は、広域交通ネットワークの優位性から他地域との交流の活発化による産業の活性化が期待されるとともに、産業拠点形成の開発ポテンシャルを考慮し、既存市街地の土地利用との均衡、周辺の農林業との調整及び自然環境との調和に配慮しながら、計画的な産業系土地利用を検討します。

4-2 市街地の整備方針

将来に亘って持続可能な密度の高いまちづくり

- ・密度の高いまちづくりを基本に、市街地の中心部を核として立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域や居住誘導区域を設定し、公共施設をはじめとした必要な都市機能の集約のほか、道路等の都市基盤の重点的な整備を促進し、将来に亘って持続可能な都市環境を創出します。
- ・新たな市街地の形成につながる郊外もしくは市街地外での住居系の市街地開発事業を抑制します。

誰もが快適に暮らせる都市づくり

- ・快適な暮らしを実現するため、医療や福祉、子育て、介護等、日常生活に関わる施設の立地を促進します。
- ・増加傾向にある空き家・空き地の対策強化を図るとともに、都市のスポンジ化^{※24}を抑制するため、空き家・空き地を含めた低未利用地の小規模な単位での集約・再編を進め、都市や住環境の維持・改善を図ります。

4-3 都市施設の整備方針

(1) 交通施設の整備方針

利便性の高い都市圏の形成を実現する道路網整備

- ・広域連携を促進する広域交通軸、置賜圏域内における主要な市街地を連絡する地域間交通軸、市街地内の土地利用の骨格を形成する都市内交通軸の整備を促進し、効率的に交通を処理するとともに、産業活動の発展、都市機能の充実を図り、利便性の高い都市圏の形成を図ります。
- ・都市機能誘導区域において日常的に利用される商業施設や病院等へのアクセス性を向上させるため環状軸の整備を促進します。

(優先路線)

機能分類	機能区分	都市計画道路名称	路線名称	摘要
広域交通軸	自動車専用道路	福島米沢線	東北中央自動車道	
地域間交通軸	幹線街路	六部長手線	(主)米沢高畠線	未整備区間
		太田町藤泉線	(主)米沢南陽白鷹線	一部区間
都市内交通軸		米沢駅元籠町線	(主)米沢停車場線	未整備区間
		万世橋成島線	(主)米沢環状線	未整備区間
		石垣町塩井線		一部区間
		窪田諸仏線	(主)米沢猪苗代線	市街地部
		南米沢駅外の内線		一部区間

^{※24} 都市のスポンジ化：都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下すること。

安全安心な交通環境の確保

- ・生活道路については、安全な交通環境を確保するため、歩道や道路照明灯等の交通安全施設の整備を進めるとともに、冬期間の道路除排雪の円滑な実施、狭隘道路・屈曲道路の改善等、自転車や歩行者等に配慮した道路の整備を促進します。

暮らしと交流を支える持続可能な公共交通ネットワークの形成

- ・市民の快適な暮らしを支え、人や物の交流を円滑にするため、広域連携、市街地循環、市街地と周辺地域の連携等の面的な公共交通ネットワークを形成する必要があることから、地域公共交通網形成計画^{※25}を策定し、持続可能な公共交通の確保や利便性の向上を促進します。
- ・首都圏等との更なる交流連携を強化するため、奥羽新幹線整備を見据えた福島―米沢間トンネル整備の実現に向けた取組を推進します。

実現性の高い都市計画道路ネットワーク

- ・長期未着手となっている都市計画道路については、その整備の必要性や周辺環境の変化を十分に勘案し、必要に応じて計画の見直しを進めます。

（２）公園・緑地の整備方針

公園・緑地の保全・活用

- ・公園・緑地は、水と緑にあふれ、都市に潤いを与える身近な自然環境として、魅力的な住環境を創出する貴重な資源であることから、適切に維持・保全に努めるとともに、身近なコミュニケーションやレクリエーション、健康増進を図る場としての機能の充実を図ります。
- ・公園・緑地は、市街地における貴重なオープンスペースであり、災害時には避難場所としても活用されることから、緊急時における防災機能の確保を推進します。

実現性の高い公園・緑地の整備

- ・土地利用との整合を図りつつ、水と緑と歴史・文化を有効活用した公園・緑地の整備を推進します。
- ・未整備公園については、その整備の必要性や周辺環境の変化を十分に勘案し、必要に応じて計画の見直しを進めます。

（３）下水道・河川の整備方針

生活排水処理施設の効率的かつ適正な整備

- ・人口減少や厳しい財政状況等の社会情勢の変化を受けて、生活排水処理施設の効率的かつ適正な整備の推進を図るため、公共下水道で整備する区域を縮小します。また、公共下水道計画区域外及び農業集落排水事業^{※26}実施区域外、公共下水道計画区域であっても下水道の整備が当分の間見込まれない地域については、合併処理浄化槽の普及を推進します。
- ・耐用年数を経過した施設や、劣化の著しい施設、耐震性に問題がある施設については、計画的に改築、更新事業を推進します。

^{※25} 地域公共交通網形成計画：地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通事業者・行政の役割を定める計画。

^{※26} 農業集落排水事業：農業集落において、家庭から出るし尿及び生活雑排水を一括して処理・浄化する施設を整備する事業。

治水防災機能の向上

- ・河川、汚水及び雨水排水施設の各整備計画と整合を図り治水防災機能を向上するとともに、水質保全を図り快適な水辺空間の創出を促進します。

4-4 都市環境形成の方針

自然や歴史的文化的な景観資源の保全・活用

- ・森林や河川、地下水等の豊かな自然環境の保全等を推進することにより、山地災害の防止、水資源の涵養等に努め、地域住民の安全な暮らしを維持します。
- ・ごみの減量化や資源化の推進、再生可能エネルギーの普及を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めます。
- ・これまで受け継がれてきた、歴史的景観や文化的遺産等の景観資源の保全・活用とともに、水と緑に恵まれた美しい自然景観を保全・育成することにより、魅力的で住みよい米沢らしいまちづくりを進めます。

災害に強い都市基盤の整備

- ・近年多発する集中豪雨等による水害・土砂災害に対応するため、改修が必要な河川の整備のほか、地すべりやがけ崩れ、土石流等の土砂災害が生じる可能性の高い区域等においては、災害防止のための対策を進めるとともに、新たな居住地は危険性の低い地域への誘導を図ります。
- ・地震等への備えとして、減災を基本とした公共施設や家屋の耐震化、不燃化、危険な空き家の除去等、災害防止策を推進し、災害に強い都市基盤の整備を図ります。

総合的な雪対策の推進

- ・冬期間の雪の影響を極力少なくし、円滑な市民生活ができるよう、効率的な除排雪の推進や、流雪溝等の雪処理施設や雪押場、安全な交通環境の確保等、雪対策総合計画に基づく施策を推進します。